

(六) 四天王寺、石燈群

寬文三年卯癸六月日。

(一) 奉寄進石燈籠。

酒井備中守源忠國？

本譽道祐六十年忌。施主攝州大坂立賣堀。

(二) 奉寄進御寶前石燈籠。阿波屋淨有白敬。

天和三年癸亥歲八月吉日。宿坊明靜院(西門前)。

元祿二己巳年七月廿二日。

(三) 常夜燈。

願主日參家中。

(四)

宿坊。見龍院法印(同上)。

奉納石燈籠。壹基。

從五位下酒井下野守源朝臣忠寬。

元祿五年壬申。

宿坊。秋野坊。

秋始而到大坂。

其明年以癸酉。

秋七月令辰敬

古市與孝建。

納焉。

奉寄進石燈籠 兩基

(五) 聖德太子御影前

元祿八年乙亥十一月朔日從五位下玄蕃頭源姓松平氏忠周

(一)は太子殿の西側に一對、全体を六角造りにし、基礎地上高一寸・徑一尺七寸、臺高四寸六分・徑一尺二寸三分、反花高四寸五分、竿高二尺九寸、徑六寸六分、中臺請石高四寸五分・中臺高三寸・徑一尺一寸、火袋高一尺一寸六分・徑七寸五分、笠(蕨手六箇)以上寶珠迄高約二尺、總高約七尺八寸二分にして、全部素文である。

この石燈に近く(四)の一對がある。基臺は方形、竿は圓柱形、中臺・火袋・笠は六角形で、基礎は殆んど地中に埋もれ、方二尺七寸、臺高五寸・方二尺一寸三分、反花高五寸、竿高二尺九寸三分・徑一尺一寸、中臺請石高五寸・中臺高三寸四分・徑一尺一寸、火袋高一尺一寸・徑七寸二分、笠(蕨手六箇)以上寶珠迄約二尺五寸、總高約八尺三寸七分にして、中臺の各面に瑞花唐草文を浮かせてゐる。

(三)は西門前左右に參詣道を挟んで一對、全体方形にして、竿は上下梓附鼓胴型、笠は圓形である。基礎高七寸二分、方五尺六寸八分、臺二層、下層高八寸・方四尺六寸四分、上層及反花高一尺五分・方三尺八寸、竿高四尺六寸七分・上下梓石方二尺五寸、中央の節徑一尺五寸五分、中臺請花共高一尺五分・方二尺三寸五分、火袋笠共高四尺六寸・方二尺三寸、それ以上寶珠迄約四尺五寸、總高約十五尺以上であつて、當期類品中の絶大なるものであらう。下部梓石の四隅に獸首を彫り添へ、中臺には瑞花唐草文を置き、笠裏には精巧なるさまざまの圖様を彫り、火袋は角を丸めて、佛首・柵子、山形の彫刻を施し、扉は猪目形に穿たれてゐる。

(三)の前面に在るのが(二)の石燈一對である。「立賣堀」の「阿波屋淨有が、その父(?)の「六十年忌」に寄進したものである。全體六角形。基礎高五寸三分・徑二尺一寸二分、臺石二層、下臺高一尺一寸三分・徑一尺八寸四分、上臺高六寸・徑一尺五寸六分、竿請石共高三尺六寸二分・徑一尺四寸、中臺請石共高一尺二寸・徑一尺五寸六分、火袋高一尺四寸・徑八寸五分、笠(蕨手六箇)以上、約二尺六寸、總高約十一尺。竿の前面三方に佛像を半肉に浮かせ、裏面三方に前掲の刻字がある。火袋は火洞口を猪目形に穿ち、左右に日月その他の彫刻がある。

(五)は太子殿猫ノ門前に一對。全體を圓柱の竿を除き六角形とし、基礎四寸五分・徑一尺六寸、

臺石高五寸・徑一尺二寸三分、竿請石共高三尺四寸三分・徑一尺二寸二分、中臺請石共高七寸三分、徑一尺一寸五分、火袋高一尺一寸・徑七寸三分、笠徑一尺五寸、それ以上高約一尺八寸、總高約七尺五寸。火袋は火洞口猪目と日月とを穿ち、他は素文のまゝである。

(六二) 難波 八坂神社、石燈

寛文三癸卯年

奉寄進

九月吉日

當社に併合されたる舊千日前榎木神社の物で、字體・刻法ともに古意のゆたかなところがある。竿高さ一尺九寸。

(六三) 逢坂 一心寺、鐘

奉造鑄撞鐘一口 (法名細刻磨滅)

攝州四天王寺村坂松山一心寺者

日域淨土宗元祖黑谷法然上人觀稱

修行靈地 保元上皇行宮高場也

隱住 曉蓮社天譽上人凡愚草信和尚

幻住 相蓮社性譽上人舊越白信和尚

峯寛文四甲辰龍集

八月廿五日

邊坂 一心寺、鐘

冶工。洛陽。釜座之住。

和田信濃大掾。藤原國次。

願以此功德。

河善。

先祖代々。

圓達宗貞。

安住妙因。

圓乘妙受。

瑤林快樂。

江月妙輝。

俗名。善之助。

相菊女。

霧雲是空。

蘭玉惠空。

平等施一切。

同發菩提心。

往生安樂國。

釋尼妙真。

直入示法。

明靜智心。

曉月寂照。

妙達日榮。

練真成空。

月鏡智影。

戒名附。世話人。

梶川善兵。

爲

源光院殿照譽久安常林信士。

照明院殿常譽花屋宗樹信女。

道源。

了惠。

宗甘。

邊坂 一心寺、鐘

榮信。林貞。光雲。道喜。妙源。好和。妙和。宗教。貞樹。秋誓。宗青。靈觀。了雲。

可雲。善了。絕西。冬休。宗仁。妙忍。宗俊。妙意。慶讚。善樹。宗休。淨安。壽清。

宗圓。妙香。妙法。梅雪。乘圓。西閑。西慶。道齋。妙休。淨泉。了松。淨喜。清源。

源光院主恩譽念靈

信蓮社。玄譽忠阿知□(一行陽鐘)

當山五十世後中興

南無阿彌陀佛。真阿(花押)

南無阿彌陀佛。(花押)(一行陽鐘)

堂者都而新建也今愛轉

舊地此所所者也但鐘者

其儘用古

嘉永二〇四年三月成功當山五十世

施主。源姓。久須見氏。真阿代。

宗清信士。妙照信女。

(法名細刻磨滅)

龜坂 一心寺、鐘

一心寺の鐘は、寛文四年八月廿五日、京釜座の鑄師「和田信濃大掾藤原國次」の鑄造で、池ノ間第一面に、六字名號と、その筆者玄譽上人の名とを陽鑄にし、又鑄造後百八十五年目の嘉永二年三月に、舊鐘をそのままに、今の位置へ鐘樓を新築移轉したといふ、五十代の住持眞阿上人の文と、眞阿の筆に成れる名號とを追刻し、第二區には、隱住天譽上人・幻住（現住）性譽上人連名の、當寺略縁起を刻し、第三區には、主として源光院殿・照明院殿夫妻菩提の爲に、他の法名と一列にそれを挙げ、第四區には、嘉永に追刻された鐘樓の新築寄附者の祖先法名を刻し（第一・二の兩區餘白にも同じく）てゐる。原銘の文字の優秀なるに對して、嘉永追刻の無下に見劣りすることは、時代の約束と評するの外はない。

下帯に鑄現はされてゐる牡丹に唐獅子（半肉）は、手法稍觀るべく、撞座は徑四寸七分の重厚なる八瓣九房の蓮華文で、下邊よりその中心までの間隔は、一尺五分、口邊厚三寸である。

「源光院殿」・「照明院殿」夫妻は、慶安三年・慶長十九年に歿し、この鐘の出來た寛文四年は、その十五年目と、五十一年目とに相當してゐるから、これは必定「照明院殿」の五十回忌菩提の爲に鑄造されたものであらう（別章、墓碑參照）。

天譽上人は、別章、大坂町中鐘の條下に述べた如く、寛永十一年九月の開眼供養に導師たり

し名僧である。

(六三) 高津 久本寺、鰐口

寛文八戊申曆

御影堂 鰐口 久本寺常住

四月廿五日

施主

泉屋

清次郎尉

高津 久本寺、鰐口

泉屋。喜助之尉。

泉屋。久右衛門尉。(裏面)

久本寺の本堂に掛けらるゝ鰐口は、青銅製の徑一尺六寸、厚さ三寸五分。中心(表裏とも)の入瓣(單式)九房(それを繞りて更に複式の入瓣を加ふ)の撞座を、複線若くは子持線にて圍み、内外縁すべて四區に分ち、子持線をその中位に置いてゐる。そして、正面の上部中央、外縁から中心縁へ垂直に、「御」「影」「堂」「鰐口」・撞座の下より外縁へ同じく、「久」「本」「寺」住常の刻字があり、左右の外縁中部に「寛文八戊申曆」四月廿五日」と刻し、裏面の文様區劃は皆表面に同じく、下部、撞座圏外より始めて、放射線狀に適宜の間隔を置いて、施主の名を三流れに刻してゐる。その「泉屋」は住友家の一統である。

(六) 生玉 本誓寺、鐘

攝_ト生玉。彼佛山。往生院。本誓寺。第五世。

眞蓮社門譽轉入上人代。

施主。大坂。瓦町壹丁目。大塚屋壽永。

寛文八戊申年十月三日。

冶工。大坂住。堀惣左衛門尉。

藤原家次。

奉寄進。洪鐘。爲頓譽周清信女。

遠山道□。妙玄信女。遠久童子。

生玉 本誓寺、鐘

生玉 本誓寺、鐘

二二六

道念信士。 妙圓信女。 心譽道源。

心月理白。 妙正信女。 見西信士。

寛月妙圓。 梅屋妙春。 賀月春慶。

歎譽妙讚。 深譽宗意。 安來妙閑。

宗欽宗悅。 妙珠清閑。 長英長布。

道清□悅。

南無阿彌陀佛。

諸行無常。 是生滅法。

生滅滅已。 寂滅爲樂。

當寺五世門譽上人の代、寛文八年十月三日、檀徒瓦町一丁目「大塚屋壽永」の寄進で、天満大工町の鑄師堀(野)家次の作った鐘が、撞樓に掛けられた。鐘の池ノ間第二區には、大塚屋の祖先の法名が刻せられてゐる。

撞座は徑四寸五分、中心と口邊との間隔八寸五分、口邊厚三寸。下帯には簡素なる蓮花唐草文を鑄出してゐる。

(六五) 本田 九島院、龍溪禪師記念碑

開山。特賜大宗正統禪師。大和尚。杖拂塔。

奉請開山。諱性潛。號龍谿。

寛文。庚戌。十年。八月廿三日。坐脫於潮中矣。明治。戊戌。卅一年。三月廿日。九世法孫。九島廿二代。弘祐。中島省己。謹立。

本田 九島院、龍溪禪師記念碑

二二七

九島院は、三島郡富田村^{トシダ}祥雲山慶瑞寺末黃檗派である、慶瑞寺は應永年中、松岩禪師中興し景瑞庵と呼ばれたが、龍溪禪師は請せられてこれを再興し、今の號に改めたのである。禪師は十六歳—元和九年—同郡普門寺に入り、慶安四年—四十四歳—賜紫の榮を得て妙心寺に晋み、承應二年—四十六歳—再び普門寺に還つたが、支那に渡らんとする志の酬いられないうち、明曆元年—四十八歳—隱元和尙の東渡に會し、和尙の偈「挑雲入市無人買、惱殺杖藜飯去來」といふを傳誦して、その人を景慕するの餘り、和尙を迎へんこの志を發し、一束を投じて、その急を致した。

攝州普門禪寺住持比丘宗潛炷香展拜

謹奉書於

黃檗和尙大禪師金猊下 恭惟

大禪師續臨濟正宗董黃檗雄席平昔

爲二萬指之犀顛被圍繞。潛雖不明。

竊知宇宙無雙日不意 法旆忽入吾

國吾國近古不聞正師之來朝不見衲子

之遠游有志之士無不嗟嘆豈知而今法運

復古佛日回光所謂如優曇鉢華時一現

耳欣幸可量伏願 象駕早到邦畿

雷化徧行四裔至祝至禱如吾普門無殿堂

之設無寮舍之區破屋數椽纔庇風雨准稽

古寺之風穴焉然若潛等者三四輩希望

大法不願軀命豈愧室廬之陋而不伸素志之

誠乎庶幾 尊慈昭此鄙懷速賜 光降

宗潛無堪激切屏營之至稽顙稽顙

明曆元年林鐘吉旦。

進上。

黃檗和尚大禪師。金猊下。小比丘宗滯和尚拜。

かくて隠元は普門寺に請せられ、禪師は同時に慶瑞寺へ轉じたのである。寛文四年一五十七歳一近江日野正明寺に晋み、後水尾院法皇に召されて参内說法、同七年に御傳法申し上げしと
きの勅書を拜するに、

朕中歳已來。頗好斯道。參透列祖。差別因緣。恰如壘塔子。一層了。又一層。雖然見敵更不疑。認爭。奈未能慶快平生矣。晚召龍溪西堂。咨詢禪要。乃把從前參得。感悟得广。

而。貶向無生國裏去。得胸次廊清明。如是而坐。總五六歲。然沈掉尙競。惺舜不常。或要坐之時。正念如待。要起之時。安祥似迎。或合眼無心。開眼有。茫茫然無本可據。堂便樂。以柏樹公案。忽朝。與本地相應。起坐一齊。心境不二。始覺庭前柏樹子。元來不涉心境。顧思昔。耽參禪。皆是疑自心。而辨話頭。今也。取話頭。而證自心。非但證自心。况常日跨泥牛。而遊戲毘盧頂上乎。既滿初懷。不堪歡躍。仍染宸翰。以謝乳哺。

寛文丁未(七年)十一月七日。

龍溪丈室。

寛文八年一六十一歳一四月、勅旨ありて參内、菩薩戒を授け奉り、翌年、大宗正統禪師の號を賜ひ、著書「請益錄」を「宗統錄」と勅題あらせ玉ひ、宸翰を下されたのである。

朕。召。龍。溪。禪。師。提。唱。法。輪。
請。益。錄。發。揮。至。願。張。皇。幽。
微。杲。日。麗。天。清。風。匝。地。令。
人。成。不。見。之。見。得。未。聞。之。
聞。至。其。以。機。奪。機。以。毒。攻。
毒。何。止。削。四。方。竹。杖。却。
紫。茸。甞。得。錯。鈍。古。今。烹。

煥佛祖。朕。纖。毫。頓。斷。大。活。
現。成。須。彌。不。高。洋。海。不。廣。
覺。圓。曩。三。世。光。通。徹。大。方。
始。知。古。佛。心。宗。大。而。無。外。
師。實。得。其。正。統。者。也。特。賜。
大。宗。正。統。禪。師。改。請。益。錄。
作。宗。統。錄。聊。賞。有。功。以。傳。
萬。古。
寛。文。九。重。九。月。廿。日。

寛文十年一六十三歳一八月十五日、弟子拙道の住持せる本田の九島院に下り、一偈を示して
いふ、

六根涉境那言滅。心不隨緣豈謂生。

踏轉涅槃真正道。歸程唱水調歌行。

引つゞき布教中、廿三日の朝、暴風雨俄かに至り、木津川尻には大海嘯を起し、九島院附近は危険に瀕しつゝあつた。「從者、師を促がして逃避せしめんとせしが、師は、生死は數なり、其れ免るべけんや、汝等端心正念して可なり、」と言つて動かうともしないから「弟子等、勢の險なるを見て、師を掣いて起座せしめんと」すると、「師聲を勵まして、これを責め、」更に「生死の際には正念を持すべし、なんぞ顛倒すなはち爾くするぞ」と、いかにしても動座しない、急遽の際、師は偈を留めていふ、

三十年前恨未消。

幾回受屈爛藤條。

今晨怒氣向人嘔。喝一喝。卻倒胥江八月潮。

墨痕未だ乾かざるうち、「浪漲ぎり屋裂けて、一時に湮没し、師は獨り水中に跌坐しつゝ、夷然として動かす、頂門炙くが如く、顔色生けるが如し」、豈圖らんや、禪師はすでに水定に入つたのである。世壽六十九。その日、慶瑞寺に迎へ移して茶毘に附せられた。法皇は、爲に内帑を

出して、師の塔をニヶ所—黃檗、正明・慶瑞—に設けられた。禪師みづからその像に題していふ。

桑野初日。槩林末梢。頭如

木杓。膽似□匏。龜毛兔

角。胡打亂拋。以七九歲

投入虎胞。任他時輩。叟

議不効。揚雄作解潮。

甲辰夏。 (寛文四年)

法輪龍溪自題。

あゝ、豫言か將た識か、禪師は「以七九歲、投入虎胞」し了つたのである。

禪師は奥村氏、慶長七年七月三十日、京師に生る。墓は、宇治萬福寺塔頭萬松院に在り、この記念碑は、明治三十一年の追建である。

(六) 高津 大仙寺、長崎屋宗印夫妻墓碑

寛文十一辛亥六月十日

心月性印居士

温徳性玉大姉

貞享五戊辰八月十四日

攝津國北中島加島庄之元祖勝富安末裔

海老屋四郎右衛門尉直重數回入唐而後

住于長崎維時正保三丙春歸故國終家大坂

吳服町剃髮號長崎屋宗印者也

居士追隱元禪師之道風有年于茲 授戒而

改號性印者也

瑞泉淨湧禪徳

海老屋

寶曆七丁丑歲四月五日焉

明和元甲申年

(石地藏) 妙峯祖心禪尼

海老屋

七月廿九日

吳服町一今、東區伏見町五丁目一の貿易家「海老屋四郎右衛門」は、「攝津國(西成郡)北中島加島庄」を開墾した「勝富安の末裔」で、「數回入唐(支那)の後、長崎」にて盛んに貿易業を開き正保三年の春歸國して、遂に大坂の大町人となり、長崎屋と號し、「剃髮」「宗印」と稱し、「隱元

禪師の道風」を幕うて「性印」と改め、「寛文十一年六月十日」を以て歿した。碑身は高約二尺三寸、妻の法名を連れ、石蓋を附したる卵塔型である。墓畔に前掲の墓碑を發見した。宗印の墓は、西成郡神津村今里にも在り、近ごろ棗形石棺を發見したが、その墓誌にも、畧この碑と同じき文が刻してあつた、と郡史に見えてゐる。

(六七) 天王寺 正善院、庚申堂型塔婆

(一) (三猿圖肉半) 奉造立石塔一基所願成辨所

中□九良右門

壬寛文十二年

吉右衛門

子十二月

山崎小左衛門

岡崎金右衛門

齋藤

宿坊

施主江戸堀川五丁目住人

梶木勘右エ門

藤屋六兵衛

梶木長兵衛

天和四甲子年

(二) 南無青面金剛

(三猿肉半)

(雞圖肉半)

二月廿四日

天王寺 正善院、庚申堂型塔婆

宿房。 秋野坊本順。

(月形、陽刻) 元祿五_{申壬}年

(三) (三猿、陽刻) 奥劔岩城 (双鶏圖、陽刻)

住人。

(日形、陽刻) 三月十二日。

遠藤利左衛門。	大間忠兵衛。	遠藤幾右衛門。
渡邊六兵衛。	鈴木仲右衛門。	大竹德右衛門。
星野安左衛門。	渡邊新八。	市川何右衛門。
大竹七兵衛。	鈴木才兵衛。	渡邊半平。
坂井孫助。	安藤喜右衛門。	大坂上本町壹丁目。
		美濃屋利兵衛。
		藥屋仁兵衛。

中野五兵衛。 荻野傳五兵衛。 伊丹屋淨圓。
箱崎藤右衛門。 渡邊善四郎 (右側)

木野谷平三郎。 湯長谷六兵衛。 平野□五右衛門。
同 太左衛門。 同 善六郎。 藤原藤右衛門。
同 市兵衛。 同 門右衛門。 同 金左衛門。
同 才三郎。 宿坊。 一舍利。 法印。 同 傳吉。
倉持佐左衛門。 矢田吉右衛門。 島野佐右衛門。
湯長谷茂兵衛。 松尾加左衛門。 同 市兵衛。
同 清八。 白鳥門助。 同 次郎八。 (裏面)

島野兵三郎。 關野與五兵衛。 熊野堂惣助。

同 久次郎。同 長兵衛。久保長次郎。
 同 佐傳次。住吉次兵衛。倉持四郎兵衛。
 同 善吉。同 惣兵衛。
 同 清吉。長孫金四郎。船尾源次郎。
 宮野八左衛門。同 與兵衛。屋ヤ屋小助。
 同 權三郎。大原 傳八。福田德兵衛。(左側)

元祿七甲戌年。

(四) 奉寄進。塔婆。壹基。

九月 吉日。

(一)(三)(四)は本堂西北隅に在り、その他を併せて敷基群立せるを見る、もと境内に散在せしを、

近ごろこゝに移したのであつて、(二)の一基は、今本堂前の築山に建てられてある。この中、(一)と(三)とは、特に際立ち、その形式に一特色を具へたもので、他に類型の多からざるものであるから、假りにこれを庚申堂型塔婆と稱へることとする。

(一)の庚申堂型塔婆は、寛文十二年十二月の建設で、塔婆の基礎地上より高二寸・濶一尺八寸二分・厚八寸一分。上に高三寸の反花を置き、塔身高三尺二寸四分・濶一尺二寸五分・厚一尺二寸、笠高七寸三分、その首部及請花・寶珠を併せて高七寸四分、總高五尺二寸餘。即ちこの塔婆の特徴は塔身の上に戴ける笠以上の部分であつて、笠を破風型にして、正面中央の上下に裝飾文様ある造り出があり、笠の首部は請花と寶珠に接続してある。塔身上部にはキリクの下に半肉の三猿を浮彫りにして、その下に「奉造立」の刻字がある。「石塔一基」の基字は基字と相通じ、天沼博士の發見された弘安六年の豊後岩戸寺國東塔に見ゆる「奉納如法經石塔一基」と、それを例を同じくしてある。

(三)は(四)を隔て、(一)の西手に立ち、その形式は器(一)と同じく、庚申堂型と稱すべきものである。基礎は殆んど地中に没し、反花高四寸、塔身は高三尺五寸三分・方一尺三寸二分、笠、首部及び請花・寶珠共高一尺二寸、總高五尺一寸餘。塔の頭部は(一)に比し製作稍簡素にして、笠がその左

右尖端に蕨手を附したる丈けである。塔身は正面上部左右に日形と月形とを現はし、その下に三猿を各半肉に浮かせ、中部に「奥務岩城、住人」、その左右に元祿の年紀を刻し、下部に雄雌双雞を浮彫にしてゐる。そして「岩城住人」の名を塔身兩側及裏面に各三段書きにしてゐる。

(四)は右の(一)(三)の中間に立ち、尖頭形角塔である。基礎地上より高三寸・濶一尺五寸・厚一尺四寸塔身高二尺一・寸方七寸八分、尖頭高四寸。塔身上部に圓相、その下に「奉寄進塔婆」云々と、年紀とを三行に刻してゐる。

(二)は自然石(青石)の高地上より三尺一寸(最高部)、濶下部にて二尺一寸五分・上部にて五寸五分、厚(最厚部)三寸。そして正面上部に「南無青面金剛」と年紀を三行に刻し、その下、中央に石面を火洞型に凹めて三猿、その下、向つて左方に片寄せて雄雞一羽を各半肉彫とし、火洞型向つて右傍中程から左へかけて「施主」を四行に刻し、裏面に「宿房」云々と見えてゐる。

この外、「寛文十庚申年」・「寛文十一□□」・「元祿三□□」・「奉待庚申」・「元祿五□□」などのものを存してゐるが、刻文が半ば磨滅してゐる。

(六) 天満 圓通院、大石良雄父墓碑

寛文十三癸丑年九月六日

圓寂。本務院英岳玄雄居士覺靈

大石内藏助父。

大石内藏助良勝、始めて淺野長重に仕へて國老となり、祿千五百石を食む、長重の子長直、封を播州赤穂に移し、良勝これに従ふ。子良欽、内藏助を襲稱し、孫良昭は、權内と稱す、良雄は(内藏助)即ちその子である。良雄は萬治元年の生れであるから、この碑に見ゆる「大石内藏助父」の良昭の歿した「寛文十三年」―延寶元年(九月廿一日改元)―は、良雄の十六歳の時に當る。良雄は十五歳で、祖父の通稱「内藏助」を襲いだしたのであつた。

良昭の「本務院」の墓が、何うして圓通院に在るのか。墓地には、赤穂藩士の墓碑を存すること尠なからざるのを見る。

元祿三庚午年九月初九日。

太白院 聳峰 玄峻居士 覺

播州赤穂三春宇右衛門墓

良昭の碑身は、高さ三尺五寸・濶さ一尺五寸。

(六九) 高津 大仙寺、石井宇右衛門父墓碑

延寶元癸丑年。

歸真。性海以得居士靈位。

十月十八日。

石井宇右衛門。

石井宇右衛門は松平因幡守信興に仕へた二百石取であつて、信興の大坂城代（貞享四年十月—元祿三年十二月）を勤めし時、隨うて在坂の身であつたから、亡父（法名性海以得居士）の墓碑をこゝに追建したのであらう。父の名と事歴とは、未考に屬する。即ちこの碑は「延寶元」年の建立ではなく、貞享元祿の交、宇右衛門在城時代のもので解すべきであるけれども、姑らくこゝに列して置く。

宇右衛門及びその長男兵左衛門・次男源藏・三男半藏對赤堀水之助の復讐事件は、その翌年逸早く「道中評判仇討」といふ近松の院本（三田村嘉魚氏の考證）にて世に聞け、その後「道中龜山嘶」その他院本・脚本が出来たのだが、その實録は「一話一言」○蜀山人の記事が尤も精確であらう。

宇右衛門の在坂中、その由緒ある赤堀遊園といふ大津浪人から、その子源五右衛門（後、水之助）を托せられ、「武藝はげませ」いろ／＼手厚い面倒を見てやつたが、源五右衛門は鍵の師範をしてゐたけれど、その未熟なのを見て、宇右衛門は稽古を勵むやう助言したのを、我慢の源五右衛門「かへつて立腹」し、却つてその場に仕合を申込んだら、宇右衛門は木刀で立向ひ、「素體の竹刀」で打込んで来たのを「何の手もなく……はたらかせず仕伏せ」、重ねて將來を戒めたのであつた。

源五左衛門を遺恨に思ひ、宇右衛門が「夜中他所よりまかりかへり」し途中、「くらがりより素縄にて、言葉もかけず、」突き殺して遂電した。その時兵左衛門は信興の近習として泊番であつたからその場に居合さず。源藏・半藏の二弟は五歳と三歳で他へ落延びた。源五左衛門の書置には、宇右衛門妻を亡ひ、京より後妻の世話をしてやつたが、「分別かはり變がへ」したから討取つたといふことにしてあつた。そこで兵左衛門は浪人となり、警の所在を探つたけれど、手がかりが無かつたので、遊閑を殺さば「是非なく合申べく」と「大津にて討捨」てた儘、「たがひにねらひになり」八年を経て、兵左衛門は縁故をたよりて美濃に滞留中、源五右衛門はこれを知り、同じく「だまし切」にして、それから名を水之助と改め、龜山城主板倉周防守に仕へたのである。

源藏・半藏は成人して「商人非人の体に身をやつし、そこかしこ徘徊」するうち、四五年前から半藏は龜山「家中の面々へ渡り並の草履取奉公人となり」、源藏も頓て「一所になり」、遂に元祿十四年五月九日の朝卯の刻過（午前六時頃）城中本丸・二の丸間の石坂といふ處で、本望を果した。

これより先、水之助は八日夜が泊番であつたから、「詰所より出入」するところを討取らんと

したが果さず、翌朝の「さがり番」を狙つてゐると、水之助は「草履取一人召つれ」てさがるころを、「兄弟にてはさみ立、七ヶ所さきり……留めをさし……兄弟のもの書置、水之助帯へはさみおき、青木門より京口大手へ逃ぬけ」たが、水之助の草履取は「壁の陰にかくれ、兄弟のものども二十町も逃」去つたころ、赤堀邸へこの事を報じたといふ。當時源藏（二十五歳）は鈴木岡右衛門（七十石）の草履取森平と名をかへ、半藏（二十三歳）は下村源左衛門（二百石）の若黨として在澤伴右衛門と變名して居つた。

半藏の龜山へ來たのは、不思議にも八年前、水之助の徒弟平井才右衛門といふ江戸詰の士に草履取となり、才右衛門の歸藩に隨うて伊勢に移り、才右衛門の死後、下村邸に轉じて「侍に取立」てられたのであつた。

(七〇) 高津 重願寺、鐘

攝州東成郡大坂

本誓山當智院重願寺

常住

銘曰

諸行無常。
是生滅法。
生滅滅已。
寂滅為樂。

施主。大坂之住。平野町一丁目。

錢屋。玉譽清春。敬白。

郡六兵衛尉。繁為。

圓清。道春。妙春。

當寺。大蓮社六世廣譽上人代。

傳譽上人。休安。香月。

雲譽。道伯。清閑。乘源。

理性。榮真。智法。

延寶貳_{甲寅}歲七月廿一日。

冶工。泉州堺住。菊波太郎左衛門。

藤原家才

紅秋。	道雲。	利月。	壽詠。	壽榮。	覺證莊夢。	淨譽道清。	慶法。	道教。
清林。	理法。	光清。	妙雲。	宗清。	林花。		妙法。	妙善。

妙久。	了詠。	源學。	欣西。	宗清。	露薰。	宗善。	淨春。	妙慶。
宗圓。	妙喜。	貞壽。	妙香。	淨榮。	宗意。	永心。	妙本。	壽詠。

當寺六世廣譽上人の代、延寶二年七月廿一日、平野町一丁目錢屋からこの鐘が寄進された。鑄師は堺の菊波太郎左衛門家次である。

榑ノ間一區に、蓮臺圓相の種子(キリク)を鑄上げ、下、口邊との正中間に徑三寸の撞座(單式八瓣蓮帶)を置き、下帯に蓮花唐草文を現はしてゐる。

(七二) 高津 久本寺、石燈

延寶二甲寅年。

施主。

大和屋次兵衛。

奉寄進。

石燈籠。

十二月十三日。

延寶五丁巳曆。

施主天王寺屋。

奉造立本堂。

常夜石燈籠。

十二月廿五日。

作兵衛尉白敬

延寶五丁巳稔。

施主天王寺屋。

奉造立御神前。

常夜石燈籠。

十二月廿五日。

作兵衛尉白敬

延寶五丁巳曆。

施主天王寺屋。

日蓮大士御影前。

常夜石燈籠。

十二月廿五日。

作兵衛尉白敬

延寶五丁巳曆。

施主天王寺屋。

日隆上人御影前。

常夜石燈籠。

十二月廿五日。

作兵衛尉白敬

久本寺の「本堂」及び守護神の「御神前」(今、改築中)外二處に各二基づつ、合せて八基、天王寺屋作兵衛寄進の石燈がある。そして本堂前のもので、當期類品中の巨擘とすべき一大遺品と稱すべく、基礎下段高五寸・方三尺四寸三分、上段(竿石下臺とも)高一尺一寸・方二尺三寸、竿高三尺三寸・圓徑一尺三寸、中臺(請花とも)高九寸・方二尺一寸四分、火袋臺高九分・方一尺七寸、火袋高一尺二寸・方一尺三寸、笠(蕨手四箇)以上寶珠迄約二尺五寸、總高約九尺六寸である。全體に裝飾文様の巧みを盡し、竿及中臺の請花は勁健なる手法を観るべく、中臺には花菱唐草文を彫浮かし、寶珠は蓮臺の中より抽出してゐる。竿の刻字も、沈着にして温潤なる風格を具へてゐるのは、文様と共に雙璧とすべきである。

(七二) 天王寺 清水寺、石燈

丙 延寶四年 大坂新隄町。

奉 寄 進 石 燈 籠。

辰六月十八日 願主龜屋三郎兵衛。

「新隄(初)町」は、西横堀川相生橋西詰の筋半町西の鹽魚市場の處(今、初)である、「龜屋三郎兵衛」は恐らく鹽魚問屋であらう。竿石、高さ約三尺。

(七三) 高津 本照寺、鐘

本照古寺。蒲牢新鑄。是自他之志願。和而就也。
凡耳根此土之所得。而易感物。故令一切群生。
聽實際之妙音。俱結勝緣云。

銘曰。

法海神至 華鯨上梁。

聲和呂律 響應宮商。

高津 本照寺、鐘

高津 本願寺、鐘

二五八

師弟融洽。

君民吉祥。

聽來有感。

福聚無疆。

延寶第五大歲在丁巳。

三月如意珠日。

寶淨院。

光要山第八世中興開基。

了遠院日信謹誌。

冶工。

長谷川信吉。

當寺八世(中興)日信上人の代、延寶五年三月の鑄造で、鑄師は長谷川信吉である。

池ノ間には各區に、梵天像を鑄上げ、その位置は、各區中央部より少しく右手と左手とに交互配列されてゐる。字體の優秀を以て稱せらるべき鐘である。

樽ノ間の一區に上、雲形日輪、その下に髭題目を現はし、撞座(徑四寸七分の輪寶文)の上より抽出された開敷蓮花文に接してゐる。下帯には、海龍を圖し、その上段に、各一區五箇づゝの火洞に「吉」字の紋章らしきものを鑄上げてゐる。口邊厚二寸四分。

(七四) 千日前 法善寺、義童勘太郎墓碑

義童勘太郎之碑。

見心善男子墓誌。

大坂安土街。有永來彦兵衛者。其子彦太郎。三歲之時。始仕從者。

千日前 法善寺、義童勘太郎墓碑

二五九

勘太郎。此者。歲十一也。能弄傀儡。助小兒遊戲。故愛情殊篤矣。而
彦太郎。八歲之時。罹疾。鍼藥無効。殆屬續日。召勘太郎曰。雖先兩
親乳母。是可以憂然訣別。汝最悲焉。勘太郎曰。若此疾不起。則我從
泉下。胡爲有永訣。君綏之。而彦太郎終殤矣。勘太郎隔一兩日。吊
親族歸來。入廩中。以利刀刺左脇。而轉右脇。又自鳩尾。剖及臍下。
其刀痕如十字。刺其咽喉之。出腦後。乃杖其刀而死。即時達于
官。檢屍官來愕曰。吾曹雖多見自殺。未會有若此勇猛所爲。感嘆
之。而檢屍官告。公廳復出遺書。其文體若老人。冥途從者丹衷也。
公廳感激曰。雖武臣。若此希耶。况市鄽家
僮。而少年者乎。宜吊祭矣。其父在和州。令急召至。父曰。多年恩澤。
豈可不然乎。因築墳墓一處於千日法善寺。此事詳新著聞集。彦

太郎沒後。名見了。延寶五年丁巳。四月廿二日。勘太郎沒後。名見
心。同年同月廿四日。也永來玄亭之遺室。智玄尼。貞節。脩身齊家。
而追憶乃祖有若此事。使予書碑銘。以平日於予惻篤。不顧文拙。
操禿毫誌之。其銘曰。

棄命幼主。節操惟高。聞其忠烈。忽異身毛。

昔明和六年四月念四日。浪華老人。蟬脫子撰。

永來氏。後移居於難喉塲。其裔尙存。如右誌稿。即其家之所
傳也。今歲己卯春。京兆入江致身翁。講道於浪速。偶聞見心
之事。不堪感嘆。乃尋其墓。及其家。惜此誌之未刻。而智玄尼
之志空。廢即與社友。並其故家姻族等。合力新勒碑。欲寓吊

祭之意時遠近聞之者各相隨喜而捨財不少其事遂成矣。
嗚呼見心之沒既百四十有三年今得翁而其名益彰焉豈
不忠烈之感乎聊記其由普告來者云。

文政二年己卯夏閏四月四日 土佐 刈谷季恭識

安土町(後、雜喉場に移る)永來彦兵衛の子彦太郎が三歳の時、丁稚に來た勘太郎は十一歳であつた。人形廻しが上手で、ぼんちの氣に入つた。彦太郎八歳の時大病に罹り、今はの際に、兩親や乳毎に先だつよりも、そちにわかれるのが辛いといつたが、勘太郎は、ぼんちに若しもの事がござりましたら、わたくしは死んでもお伴を致します、と答へた。さうして彦太郎の死後二日を隔て、殉死した。その死狀は、「利刀を以て左の脇を刺し、右脇に轉じ、又鳩尾より剖いて臍の下に及ぼし、その刀痕は十字の如く、咽喉を刺せし刃が腦のうしろに出で、乃ちその刀に杖りて死」んだのである(十六歳)。奉行所から召されて、勘太郎の父は大和から來て、その事を聞き、健氣にも「多年の恩澤豈然らざるべけんや」と言つた。その顛末は『新著聞集』に出

てゐると碑文にも見えてゐる。彦太郎、法名は見了、その死は延寶五年四月廿二日。勘太郎の法名は見心といつた。

この碑は、時の永來主人玄亭の寡婦「智玄尼」の囑により、「蟬蛻子」といふ人の撰文を得て、百年忌の「明和六年四月」に追建されたのであるが、勘太郎の死せし年號の順によつて、假りにこゝに掲げたのである。

ところで、この文はその後久しく刻石されてゐなかつたのを、文政二年の春、京から來て家塾を開いてゐた入江致身といふ人が、勘太郎の墓に、この文の刻されてゐないのを見て、同志を募つて醜金し、その事を果したといふことを、「土佐の刈谷季恭」が追識してゐる。後年、森田節齋は、嘉永の「烈女お富」(内久寶寺町松屋町東北角の紙屋の女)の傳を作り、勘太郎の事に論及して、別に一傳を立つべく、その事實をしらべかけたこともあつた。わたくし達のごどもの時分に、「安土町の永來の蒲鋒」といふ名物のあつた永來といふのは、この彦太郎の家の系統でゝもあらうか。又、西鶴の「胸算用」にある名作、伊勢海老の話の「永來(備後町の肴屋)」も、同一族であらう。

(七五) 高津 久本寺、鐘

久本寺住常 本隆院日秀

施主檀方中

願主 瓦林元興

長泉道祐

隆泉法順

隆景相是

播磨屋 吉左衛門尉

備前屋 九郎兵衛尉

平野屋 長左衛門尉

天王寺屋 久左衛門尉

天王寺屋 六右衛門尉

天王寺屋 八兵衛尉

天王寺屋 忠兵衛尉

延寶五丁巳曆卯月二十五日 敬白

泉たけ嘉たけ塚住

冶工菊波相模藤原宗次

南無妙法蓮華經 (陽鑄)

久本寺鐘は、延寶五年四月廿五日、堺の鑄師「菊波相模藤原宗次」の鑄造で、當時の檀徒天王寺屋五兵衛が、その父「本隆院日秀」菩提の爲、主としてその費用を寄進し、以下、「瓦林元興」その他の人々が、これを手傳ひ、その中に天王寺屋一統の連名も見わてゐる。「長泉」「隆泉」「隆景」の三人は瓦林家の祖先であらう。

刻文は池の間の二面に在り、下帯に手法の省略されたる花草文を鑄現はし、撞座は徑四寸、普通八瓣九房の蓮華文である。池の間は濶一尺三寸・長一尺三寸六分である。撞座の袈裟禪の上には、別に髭題目を陽鑄にしてゐる。口邊厚二寸八分。

(七六) 上本町 實相寺、傳腕久・松山墓碑

宗達居士 墓。

延寶五丁巳歲九月初七日。

筋谷氏宗繼造

延寶六年。

朱 珍 信 女。

四月七日。

腕屋久右衛門の事は、馬琴の羈旅漫録の外、さまざまの院本・脚本に作られてゐるけれど、その實説は詳かでない。その難波別院に寄進した水盤は、別章に掲げたが、それには正保三年の刻文があつてみれば、腕久の死んだ延寶五年は、その三十二年後であつて、馬琴は、水盤の寄進者は腕久の父であらうとも疑つてゐる。

情妓松山に擬せらるゝ「朱珍信女」は、その翌延寶六年の死となつてゐるが、それは寺傳といふにごままりて、この二碑が果して兩者のそれであるか否は、未だ確據を得ないのである。

「筋谷氏」の首字は、此く讀んではゐるが、刻字は「筋」のやうにも見わる、艸冠ならば「筋」音^{ハシタニ}斤、骨の義にてホネタニこでも訓むかも知れないが、刻字は確に竹冠であるから、假にハシタ

ニと訓んで置かう。

「宗達」の碑身、高二尺四寸五分・濶七寸七分。「朱珍」のは同高二尺三寸・濶上部九寸四分・下部七寸五分。

(七七) 下寺町 淨國寺、夕霧卵塔

花岳芳春信女。

令聲不

此塚は柳なく

絶具足

てもあは禮也。

夕霧墓。

十念稱

延寶六年。午正月六日没。

扇屋四郎兵衛。

曰人誤破之。則生病根。向一花

一水。則病既退。

文久三年癸亥。七月再興之。

寛文十二年、京島原廓扇屋四郎兵衛が、大坂新町に引移りしとき、連れられて来た夕霧太夫は、延寶六年正月六日、廿五歳で死んだのであるが、その翌月、坂田藤十郎の「夕霧名残の正月」劇に、藤十郎が嫖客藤屋伊右衛門に扮して古今の大當りを博し、淨瑠璃に芝居に、太夫の名は持て囃された。扇屋から營んだ墓碑は、その後破壊したのを、文久三年三月再興のもの、今に存してゐる。

碑は卵塔形で、側面に鬼貫の名句が刻されてある。原碑のおもかげが幾分か傳はつてゐると思はるゝから、こゝには年紀順に列叙して置く。

諸行無常。 是生滅法。

生滅々已。 寂滅爲樂。

南無妙法蓮華經。

本傳寺六世日應上人の代、延寶六年四月八日、檀徒一同の寄進で、鑄師は、「長谷川久左衛門」である。

池ノ間四區の各中央に、四天王像を牛肉に鑄現はしてゐるのは、當期の類品に往々その例を見る所である。

棒ノ間一區には、上部に髻題目を鑄現はし、撞座より高く抽出したる開敷蓮臺の上に佛像を牛肉に置き、撞座は徑四寸八分の輪寶文で、その中心と口邊との間隔は七寸八分、口邊厚二寸で、下帯には簡素なる蓮花唐草文を現はしてゐる。

(七九) 高津 顯孝庵、雲版

攝州大坂鴻池一鑑居士新鑄板鐘。目系顯孝

廊上。臨時打着一聲。即離苦樂。疾會

佛魔。誠謂一人功成。萬德世々不盡矣。

銘曰。 智炎活人。銘凡鐵。鑄出板鐘。如系錢。

一杵聲中。離苦樂。佛魔却。感勝因緣。

延寶六年戊午六月吉日。顯孝庵門英記焉。

顯孝庵の庫裡、内玄關に掛けられてゐる雲版「板鐘」は、延寶六年六月「鴻池一鑑居士」の寄進であつた。居士は、貞享二年五月十二日歿し、通稱太郎右衛門、現鴻池銀行南支店長代理山中

伴一郎氏の祖先(二代目善兵衛の四男)である。一説に貞享八年歿、月日不詳といふ記録もあるさうであるが、墓塔にはたしかに

貞享二乙丑年五月十二日

一 鑑道順居士

一 寶清順信尼

享保三戊戌年十一月十日

と、夫妻合葬になつてゐる。即ちこの雲版の寄進は、居士の歿前八年の事であつた。

實物は長二尺一寸五分・淵(膨らみの中央部)一尺九寸、頭部の張り九寸、頸部四寸二分。版身に座をめぐりて、徑一尺一寸五分の圈を劃し、二重圈を以て外縁に接してゐる。内圈の左右に刻文があり、撞座は、徑三寸の八瓣外行花文形の座を設け、外縁には、豊富なる瑞花文を鑄現はしてゐる。そして吊手には寶珠形の孔が穿たれてあつて、全體の意匠手法總て優逸にして、たしかに當期工藝の粹を表徴するに足るのである。

(八〇) 小橋 天龍院、稻生恒軒墓碑

稻生恒軒之墓

先考平姓稻生氏諱屈顯字謙甫號恒軒以慶長庚戌冬十月生于攝州大坂長而歷仕淀城主長井公及宮津城主數受寵榮後致仕以歸攝州壽七十有一延寶庚申正月廿六日病終于家遺命一倣古禮葬于城南天龍院寺疆

先考明潔孝友恕已愛物修禮從義樂人之爲善至病大革亦講學不倦知死生之說實有如歸者矣娶河瀬氏男三人伯集義仲重虎季正路集義正路以

小橋 天龍院、稻生恒軒墓碑

蔭其祿。仕宮津城主云。

儒學の精神が、我等祖先の思想を支配し、國民道德の中樞として、その光輝を失はざること、に二千年の久しきに亘れるにも似ず、儒學及び儒學者の蹟が金石文の上に表現されてゐないことは、大日本金石史に述べた如くであり、その之ありしは江戸期以降の事に屬するのであつて、今や始めて儒學者の碑文を稻生恒軒の上に實見するを得たのである。この意味に於て、後代に累見重出し來つた儒碑の先驅をなせるこの碑は、たとひその實體が眇たる一片石に留まるにもせよ、たしかに我邦金石文の中にその地歩を占むべきものであつて、獨り大阪金石文界に重視さるべきだけのものではない。

恒軒は、慶長十五年十月某日、わが大坂に生れたのである。祖父波々伯部重信・父重治、みな豊臣秀頼公に仕へた。恒軒は外祖母の家を嗣ぎ、稻生氏を冒し、古林見宜の塾に學び、後江戸に下り淀侯「長(永)井」尙政の侍醫を勤め、延寶三年、六十六歳にして退隱したが、藩學の興隆に盡すところ少なからず。恒軒の學は朱子派に出で、名は醫にして、實は儒者を兼ねたのは、時代の然らしむるところであつた。六十九歳(同六年)の時、郷里に歸り、同八年正月廿六日、

七十一歳にして歿した。「病大に革まるに至るまで、亦學を講じて倦まず」とある。長男「集義」は後の本草學の大家稻生若水(宣義と改名)であつた。

この碑は、天龍院本堂の裏手に存して、誰弔ふものごとてはなく、碑身高さ僅かに二尺五寸に過ぎない、「遺命して(葬儀)一に古禮に倣はしむ」といへることさへ偲ばれて、なか／＼に床しき心地がする。碑文は、若水の撰并書であらう、字體に古意を失はない。京都神樂岡の迎稱寺にもその碑が建てられてゐるのは、元祿九年三月十日に改葬されたのである。

(八一) 高津 福泉寺、鐘

攝州大坂生玉筋中寺町。

(飛天陽鑄)

寶聚山福泉寺三世 (此二字陰刻)

日 □ (華押) (陰刻)

高津 福泉寺、鐘

泉州。塚住。

治工。菊波相模。藤原宗次。

延寶。八庚申年九月廿三日。

(同上)

施主。北久太郎町一丁目。

錢屋長左衛門母。妙蓮。

池月永壽。

西譽淨入。

妙壽。

(三行陰刻)

奉寄進。鐘樓堂。

春清。

(同上)

樹閑。

妙允。

(三行陰刻)

(家紋)爲觀月妙音菩提也。

宗言。

妙躰。

妙俊。

(三行陰刻)

宗味。

淨味。

宗否。

(三行陰刻)

每自作是念。以何令衆生。

高津 福泉寺、鐘

(同上)

妙玄。

妙專。

妙心。(三行陰刻)

得入無上道。速成就佛身。

德應。妙宗。

觀譽。道喜。

冷月。貞壽。(三行陰刻)

施主。北久太郎町一丁目。

正保四年八月二十日。

南無妙法蓮華經。

慈天。宗言。禪定門。
亡夫。淨味。禪定門。

寛文十二年十月廿二日。

寂光。

慶安五年壬辰 止觀院宗圓。

九月七日。攝心。妙靜。各靈。

圓達。了俄。

明曆元乙未天。

真如。一性。妙因。尼。

十二月廿一日。

撞座は、徑三寸二分の八瓣輪寶型の輕快なる手法に成り、その禱ノ間頂部に雲形日輪を鑄現はし、雲中より簡素なる天蓋を垂れ、下に髭題目を題し、その蓮臺が撞座の上から抽出されてゐる。

(八三) 北野 大融寺、鐘

大融寺。銅鐘銘。

免氏心匠。	幻成奇物。	非石非□。
無抑無鬱。	警八禪聖。	微遍界佛。
冥府迴徹。	醒患疾祓。 <small>其一</small>	禽魚盪夢。
龍鬼聳聽。	德音無已。	廣大融通。
非有實有。	出空入空。	冀斯玄功。
速垂無窮。 <small>其二</small>	皇祚鞏固。	帝國遐昌。
山砥河帶。	地久天長。	凡厥同志。
士農工商。	極未來際。	其樂無央。

延寶□□初□□ 金剛佛子淨嚴欽銘。

攝州西成郡北野村 桂木山大融寺

住持本願沙門快齋

大辨才天 本願聖靈嵯峨帝佐僕射融大臣

肥後守重廣

播磨守兼□

河內守廣高

壺屋市郎右衛門 (傳聞)

瀨田八右衛門之房

鉄岩意劉

梅容貞紅

田中九良兵衛永顯 (同)

□ 西真
□ 妙真
教通 (同)

この鐘銘は、淨嚴阿闍梨の撰にて、さすがに文書双絶ではあるが、いかにせん、刻法淺くして、今は十分判讀すべくもない。嚮ノ間一區には、上部に「大辨才天」と陽鑄され、撞座は、徑四寸五分の蓮花(雷附)八瓣に瑞花八瓣を中心とせる變り文様を施し、他の三區とも、下部に寄進者の連名が刻されてゐる。撞座中心と口邊との間隔七寸六分、口邊厚三寸二分。下帯には、鈍重なる蓮花唐草文が鑄現はされてゐる。

〔淨嚴〕阿闍梨は河内鬼住延命寺及び江戸湯島靈雲寺(關東八州眞言律本山)の開山である。河内鬼住の人、幼にして高野山雲雪阿闍梨を師とし、後朝遍法印・良意僧正に學び、鐵眼禪師と道交淺からず。鬼住に創建せし如晦庵は、仁和寺性承法親王より藥樹山延命寺の號を賜ひ、その別院として眞言律本山となつた。貞享以後、たび／＼江戸に飛錫し、柳澤侯に由りて綱吉將軍

の歸依を得て、元祿四年、靈雲寺の地を賜うた。元祿十五年六月の入寂(六十四歳)であるからこの銘(書も)はその四十歳前後の作である。寺は河原左大臣源融公の開基である。

(八三) 御津八幡宮、大和屋甚兵衛名代一座寄進石燈

大和屋甚兵衛	錢屋市良左門
大和屋兵吉	齋藤幾平次
錢屋勘六	鶴川いつき
大和屋牛松	三沢吉三郎
綿屋長之助	松井勘四郎
田中屋万三郎	熊本文左衛門 (正面)

天和二年
戌

山本字兵衛	林	八左衛門
田宮八郎左衛門	東	糸源兵衛
勝山八三郎	野川六郎	右衛門
山本庄九郎	山本九平次	
長門七郎右衛門	坂本新右衛門	
山本五平次	富川岩右衛門	
岩山理平次	和泉三左衛門	(右側)
伊藤小太夫	岡本佐五左衛門	
松本大五郎	笹岡甚五左門	
袖島市弥	小野山宇次右衛門	
松永類之助	山本源十郎	

正月十五日

願主

藤田鶴松	服	次良右衛門
村上市之丞	藤田小平次	(左側)
中村數馬	中川金之丞	
山本左源太	坂田銀右衛門	
池田勝之丞	岩倉万右衛門	
瀧本門之丞	寂上藤八	
坂田作弥	松本十良左衛門	
尾上源太郎	山本太郎次	(裏面)

島之内御津八幡宮は、そのかみ道頓堀方面に參詣者の多かつたことを證するには、東門の石鳥居に「寛政四年壬子八月吉祥日、奉獻、願主嵐三五郎」の名を留めてゐるによりても、その一

御津八幡宮、大和屋甚兵衛名代一座寄進石燈

端が知らるゝであらう。そして大坂芝居創業の一人たる、名代(興行主)大和屋甚兵衛一座の寄進した、立派な石燈一基が、今も本殿裏手末社の片隅に存してゐるので、當時の人氣を集めた八幡宮のおもかげが想像さるゝのみならず、大坂の演劇史料が案外の貧弱さを恨める今日、この石燈に刻された連名が、少なからずその缺陷を補ふに足るべきを思へば、この方面に於ける貴重の遺物として、永くその保存を講せねばなるまい。「天和二年」に創建された時には、定めて境内の目につき易い場處を占め、獻燈の光かゞやいだのであらうが、今は例の邪魔物あつかひに末社の片隅に押込められてある上に、わたくしの實見した時には、燈竿はその傾きかゝるに任せ、見る影もなき有様であつたが、その後、氏子總代の一人にして、好古の聞に高き平泉橙香氏の篤志の下に手入せられ、青竹にて四周を圍ひ、心なき頑童のいたづらを防ぐだけの用心を加へられたるは、まことに喜ばしいことである。

道頓堀に芝居櫓の上がつた濫觴として、道頓の弟、九兵衛道卜の、寛永三年に「御免」を受けた後、段助の阿國歌舞伎が、その女歌舞伎を停止されてから、京下りの塩屋九郎右衛門・同九左衛門・「大和屋甚兵衛」・河内屋與八郎・松本名左衛門・大坂太左衛門各名代の若衆歌舞伎が起り承應元年七月に至り、若衆歌舞伎の停止後、同二年三月、物真似狂言盡と名目が變つた丈で

延寶年間には、野郎歌舞伎が立派に興行さるゝやうになり、「寶曆以前の竹田芝居に當れる」甚兵衛座には、この石燈の連名中に見ゆる役者が、満都のヒイキを吸集して居つたのである。

この連名は名代の「大和屋甚兵衛」を筆頭に、いはゆる表方・勘定場などの興行者側と俳優とが、一座すゞつて現はされてあり、「正月十五日」と「願主」との二方面に見ゆる連名は、すべて俳優である。中にも「小太夫」・「市弥」・「市之丞」・「小平次」・「數馬」などいふ花形の艶名は、西鶴の浮世草紙をはじめ、いろ／＼の芝居本に累見し、元祿以後に於ける當座の名人岩井半四郎・水木辰之助等の出世を開くべき時代と位置とに据わりたる連名として、演劇史上看過すべからざるどころであつて、當代の記録の上には到底かくも完全なる一座の顔觸れを發見すべくもない即ちこの石燈は、その性質上、別章、高津宮の安井九兵衛寄進のそれと共に好一對をなすべきものとする。

石燈は花崗石より成り、全部創造のまゝである。火袋・中臺以下、すべて方形にして、火袋は正面裏面とも火口を四角にし、左右兩側に、日月の形を現はし、中臺の下と地輪とは、ならびに請花を配し、全體のプロポーシヨンは、重厚安定の態を保つてゐる。

地輪・基礎共高九寸五分、竿高二尺八寸・方一尺七分、中臺請花共五寸六分・方一尺八寸七分、火袋高一尺一寸・方一尺七分、笠及寶珠高一尺一寸、笠軒方二寸四分、總高六尺五寸一分。

(八四) 難波 瑞龍寺、鐵眼和尚塔

開 師諱道光號鐵眼。以寛永庚午年正月朔日。
山 誕於肥之後州益城郡佐伯氏。初出家于本
和 教寺後。嗣法木庵瑨和尚。募刻藏板。流布
尚 于世。嘗開山八處。曰瑞龍。曰寶泉。曰金禪。曰
茶 海藏。曰羅漢。曰小松。曰延命。曰三寶也。天和
毘 二壬戌年三月二十二日巳時。示滅於本寺
處 乃茶毘于此。遂奉遺骨。樹塔于寶藏之西隅。

鐵眼禪師一代の大事業は、大藏經出版の完成であつた。この文乃ち「藏板を募刻して世に流

布せり」といふことを特筆してゐる。禪師の大坂へ来た因縁も、畢竟は、この出版事業の實行に當りて、資金問題の解決に使せんが爲であつたと考へらるゝ。大坂は由來金の都である、「行實」の文に、「大坂に抵りて、専ら刻藏の謀を爲せり」とあるのは、大坂の地を見込んだ禪師の慧眼を見るべきである。

時は寛文八年の春、禪師三十九歳の時であつた。「吾が國、古より佛國と稱せられ、教法始めて東被してより、伽藍像設、支那に亞たらず、名師碩徳、代々人に乏しからず、獨り大藏の版むかしより未だ世に刊行するものあらざれば、國中の闕典たるにあらずや。契經に言へるあり菩薩萬行の中、法寶を流通するを最となせり。余幸ひに清世に生れて、忝くも袖倫(佛徒)に廁はる、誓つて此の身を盡し、力めてこれを爲して、偏ねく邦人とゝもに、永く般若の勝縁を結ばん」との大勇猛心を起し、天王寺村月江院の講席に獅子吼して、聽衆の血を湧かさせたのである。禪師の大計畫を傾聽してゐた觀音寺(今、天王寺堂ヶ芝町)の住持妙宇道人は、「欣然發心して、白金一千兩を捐て」、藏經出版費の中へと提供した。「禪師喜んで曰く、千尺の高閣も、成るは初基に在りと聞く、今すでに基あり、全藏を刻成せんこと必せり」と、いそぎ黄檗に登りて、隱元老和尚にその趣きを報告すると、隱元の滿悅言ふばかりもなく、その將來せる支那版

を母本として禪師に與へ、黃檗山の地所を割いて、刻版の庫を建てしむべくあつた。禪師はここに寶藏院を設けると共に、出版部を京師に開き、第一着に目録の部數十函を發行するに至つた。

矢は弦を離れた、禪師の大事業は着々實行されなければならぬ、「白金二千兩」だけでは到底前途の光明は期せられない。禪師は第二の資金募集として、江戸に下り、淺草の海雲寺に於て開講した。禪師の手に握られた施資は少くはなかつた。

寛文十年の春—禪師四十一歳—大坂の信徒に迎へられて、藥師寺中興の祖となつた、「深沙明王、大般若經」を持って始めて至るの地」といふことに宿縁を感じて、改めて慈雲山瑞龍禪寺と號した。翌十一年秋、再び江戸に下り、井伊直孝侯夫人(掃雲院殿、別章、雲版の條下参照)の開基たる「海藏」(正徳三年、海藏寺と改む)の開山として迎へられた。

その頃、大眉和尚は、黃檗山の東偏に東林菴を開いてゐたが、隠元は藏版護惜の爲、和尚に交渉して、ここに寶藏院を移し、禪師は東林菴の地所に、三棟の寶庫を建設するに至つた。

延寶二年—禪師四十五歳—父淨信の看病に、郷里—肥後益城郡の佐伯家に帰省し、父の死後その宅を改めて「三寶」禪寺を開いた。國主細川侯、禪師を延いて法を問ひ、これより毎年出版

費の中へ、「黄金千錠」づゝを贈られた。

四年春—四十七歳—「木庵(性)瑠和尚に嗣法」たるの「機縁契合」して黃檗を辭し、瑞龍寺に於て父の忌辰に法華經を開講し、秋三たび江戸へ下つたが、老中稻葉正則は、藏版の事について助力淺からず。五年—四十九歳—の秋に至り、さしもの大出版成功の日が近づいたといふので禪師は、表章の文を謹撰して、新版に添へ、これを後水尾院法皇の天覽に供し奉つたところが「大藏の巻帙、此くの如く繁多なるに、能く登梓したるは、その志堅且確なりと謂つべし」との御沙汰を辱うした。禪師は更に幕府への獻本を思ひ立ち、その後、江戸へ下つたが、天和二年—五十三歳—の正月、「春の末に大事あらん」と、瑞龍寺へ歸つたが、恰かも大饑饉に際して禪師はその救済を思ひ立ち、「救世大士」と崇めらるゝ迄に、餓死を免がれしめた大功績は、ここに説くまでもない。

「春末大事」の豫言にそむかず、禪師は天和二年二月廿九日、俄かに疾を得て、三月七日に、「刻藏の一事は、諸佛慧命の關するところたり、是の故に山僧一紀の間、百苦を歴盡して、今已に成るを告げたり、汝等よろしく我が心を體して、之れを無窮に流通せしめて可なり」と、弟子に遺命し、同二十二日、一偈を留めて曰く、

七顛八倒。五十三年。妄談般若。罪犯彌天。

優游華藏海。踏破水中天。

「書し畢つて泊然と逝けり、實に是の日の巳の時」であつた。世壽五十三、法臘四十。寺内に「茶毘して、遂に遺骨を奉じ、塔を寶藏の西隅に樹」てたのは、「死すと雖も、大藏を忘」れざりし意を體したのである。

佛國高泉、嘗て禪師の眞に題して、「梓三藏之聖教、而忘其苦功、道揚列國、名徹九重」といつたのは、定評であらう、「黃檗版藏經六千九百三十卷の刊行は、此の如くにして禪師の獨力に成つたのである。

わたくしは、ことし二月五日、或人の葬式に會すべく、瑞龍寺に赴いたが、その休憩席に禪師の眞蹟(三幅對)が懸けられてあつたのを口誦した。

念々歸無念。

思々絶所思。

出頭從此始。

次第證無爲。

妙盡後窮通。

還歸六道中。

塵々皆佛事。

露々是家風。

正念雖歸一。

邪思尙混流。

脫然心迄盡。

六處不能收。

鐵眼

道光

氏

之印

わたくしは更に、禪師の傳記につき、一二の挿話を書き添へて置きたい。師が郷里を去りて槩山に上つた後、家に残された若妻は、今一たび師の顔が見たさに、宇治へおとづれて來たけれど、いかで對面を許さるべき、已むなく門前の旅籠に宿泊して、師の外出を伺うてゐたところ、或る日首尾よく呼び留めて強いて師を誘ひ、肥後へ連れて歸つたのはよかつたが、郷里まで見送つて往つた師は、透きを狙うてそのまゝ抜け出して歸山した。今一つは、東林庵の大眉和尚、有福にして書籍佛具器財金錢おびたゞしく所持して居つたに引かへて、禪師は黃檗から托鉢に出るときには、策に黒紙を貼つて鏡鉢に代用してゐた。禪師或る日、藏經の版木嵩だかにて、隣りの東林庵のやうな廣いところへ藏めて置きたいと言つたのを聞いた大眉は、快よく禪師と入り代りて、有らゆる資材をそのまゝ庵にのこし、策の鏡鉢こそ我物なりと言つたといふ。

(八五) 天滿 西福寺、西山宗因墓碑附天滿宮句碑

實庵宗春處士真山宗岷。

(キリク) 實省宗因法師 觀光昌察處士。

觀光宗純處士實光昌林處士。

□□辰八月廿五日 貞享二乙丑年 秋雲童子。

清譽智閑法尼 花秋榮春信女。

□□法尼 十二月十二日 露吟童子。

宗月淨照 孤月妙清 秋高眞讚。

穩宅貞安 到岸淨雲 松岸眞壽。

心月詠讚 陽山理心 秋夢重女。

孝子 西山宗春和南

宵のとし雨ふりける元日に

浪花津にさく夜の雨や花の春一に梅花

誹談林初祖 梅翁西山宗因

西山宗因。肥後ノ人。風流ニ諸州ヲ經歷シテ。當國天滿ニ住居ヲ定ム。誹号ハ梅翁。始メハ一幽。後ニ西翁。又梅花翁。又野梅翁トモ。菴号ハ忘吾齋。又向榮菴。又有芳菴。連歌ハ昌琢ニ學ヒ。誹諧ハ守武ノ古風ヲ慕ヒ。格調一家ヲ成シ。寛文延寶ノ間。海内ニ鳴ル。又談林風ノ唱ハ。江戸十百韻。

天滿 西福寺、西山宗因墓碑附天滿宮句碑

卷頭梅花ノ發句ヨリ起ル。爰ニ此石ニ刻メル難波津ノ
噲世ニ梅ノ花ト流布ス。然レモ梅翁真蹟。又風虎公御集
夜ノ錦ニ前文有テ花ノ春ト見エタリ。因テコレニ據ル
天。元和二年壬戌三月廿八日ニ没ス。歳七十八。今年寛政十
一年己未迄百十八年ニ至ル。

江戸。誹談林七世。

浪花之産。一陽井。谷素外。

檀林の鼻祖西山宗因の墓碑は、別章、寶樹寺の鯛屋(永田)貞因のと同じく、「先祖代々」のそ
れである。この碑、正面中央の「實省宗因法師」に、纔かにその人を偲ぶだけで、年紀も何も書
かれてゐないから、せめては、寛政十一年、天満宮境内に建てられた句碑を、その形見とせね
ばならない。随つてこの墓碑も、宗因歿時の「天和二年三月廿八日」の創造ではないが、姑くこ

ゝに列叙する。

檀林(又談林)の風、一世を靡かせて、門人に井原西鶴を出し、西鶴門に近松門左衛門の出た
ことは、どれだけ我が文學藝術史上に、宗因その人を重からしむるかは、今さら説くを須たな
いであらう。

宗因は七十八歳(又七十三)で江戸に終り、日暮里の養福寺が、その永眠の處である。

(八六) 上ノ宮 正祐寺、板五輪碑

天和二年

灵

空・風・火・水・地

西山道空位士

位

四月廿八日

國寶朝鮮鐘を以て名高き正祐寺墓地に、この板五輪碑を見る。石面を彫り凹めて、高二尺・濶

天王寺 清水寺、鶴龜松竹鏡

三〇〇

八寸の五輪塔形を陰刻してゐる。この形式のものは、他に類例を見ることが少ないから、「西山道空位(信)士」の何人なるかを知らないけれど、こゝに掲げて置くのである。

(八七) 天王寺 清水寺、鶴龜松竹鏡

人見和泉掾

市。

在 栖山。

清水寺。

天和貳歲。

戌。九月吉辰日。

徑七寸・縁五厘・高一分五厘。圖を三方から取圍んで、この文字を鑄現してゐる。寄進者の名は見えてゐない。鑄師の名「市」とあるのは如何に解すべきか。寺名の左右には鈕が施されてゐる。

(八八) 高津 重願寺、井上眞改斷碑

故。井上圖(以下、斷石)

天和二。戌。壬。年。十一月九日。

(枚所) 井上眞改碑。

井上和泉守國貞。姓藤原。後号眞改。父國貞。日

高津 重願寺、井上眞改斷碑

三〇一

高津 重願寺、井上眞改斷碑

三〇二

向伊藤家士人也。入明壽門。學鍛刀法。眞改住浪華。爲人正直豪邁。鍛法勝父。世稱大阪正宗。實慶長後一人名手。人爭寶重之。子良忠。次國貞。亦能不墜父祖家聲。門人亦盡出群之才也。沒後百五十年。傷古碑刳缺。就好事家。謀新勒碑文。建側以附追遠之義云。巽所八木廸撰。北條泰書。

天保二辛卯年十一月九日。

刀劍 商家工匠 建
好愛諸氏

新刀初期の作家中、門葉の繁茂と、名工の輩出とを以て名あるを、京師埋忠明壽の一門とし

その門下忠吉の一系は肥前に榮え、國廣の一系は京坂に蔓延し、大坂にては藤原國貞・藤原國助尤も名あり。國貞の養子二代國貞は「大坂正宗」の名を博した。井上和泉守國貞と銘を打ち、寛文十二年、「井上眞改」と改稱したのである。

眞改、名は良明、日向飢肥藩主伊東侯(碑文「伊藤」は誤)の士、大坂御小人町(南新町)に住し天和二年十一月九日に歿した。墓は重願寺墓地の取付きに西面し、碑石は無慘にも斷片となつてゐる。天保二年に建てられた八木巽所の碑文を讀むと、それは早やその頃に「刳缺」してゐたものらしく見える。

(八九) 難波 瑞龍寺(鐵眼寺)、雲版

天和三癸亥年三月穀旦。掃雲院無染了心夫人喜捨。

攝津州西成郡難波縣慈雲山瑞龍禪寺齋堂置 (裏面)

難波 瑞龍寺(鐵眼寺)、雲版

三〇三

雲版の大形なるは、鐵眼寺「齋堂」の簷下に掛けられてある、天和三年三月朔日、贈從三位井伊直孝夫人掃雲院寄進のそれが、当期斯物の最第一で、恐らく各時代を通じての尤なるものであらう。刻文は表裏兩面の中央、各撞座の上にある。

上下徑二尺八寸五分・左右徑(中央膨らみ)二尺九寸、頸部三寸五分、頭部左右の張り徑一尺七寸五分で、版身中央左右一對に雲形日輪と飛天とを鑄現はし、鈕(吊手)座(徑二寸五分)に單式十六瓣の蓮花文・撞座(徑四寸)に入雲形日輪の文様を現はし、その中心と外縁(子持共一寸)との間隔は四寸四分である。

(九〇) 天王寺 五條宮、石鳥居

天和三癸亥年 氏子中

四月八日 石作九左衛門

「九左衛門」は、別章、大江神社の石燈に見ゆる「いたちぼり」(立賣堀)の石工と同一人であらう。

(九一) 高津 重願寺、水盤

天和三癸亥歲

觀音講中

十二月十八日

本堂前の水屋にある水盤の正面に、この刻字がある。

(九二) 天王寺 清水寺、鰐口

在栖山。清水寺。御寶前。鰐口。大坂。立賣堀。古金町。

□屋。

五左衛門。

木津屋。

仁兵衛。

□田屋。

次良左衛門。

塩屋。

長左衛門。

奉掛。

貞享。元甲子歲。九月吉祥日。施主。觀音講中四人。

清水寺本堂の鰐口は、徑一尺四寸、厚三寸八分、中心撞座をめぐりて二重圈を施し、次の内

縁と外縁とを兩子持圈にて劃し、内縁には下位に開敷蓮花の側面・左右に同房子を現はせる蓮花と蓮葉とを配し、單線の唐草にて軟かく連絡されてゐる。外縁の口邊には二重圈を置き、縁を飾る八雲形が銘文を圍んでゐる。時代の風尙は、よく圖様の上にも現はされ、當期類品の優逸なるものである。撞座は徑三寸、單式十七瓣に圍まれた劍頭文であるが、瓣の端數になつてゐるのは、或は鑄師の手違ひではなかつたか。

これは、「立賣堀古金町」觀音講中四人から貞享元年九月に寄進されたのである。古金町は阿波座舊戸屋町の南、太郎助橋筋である。

(九三) 南濱墓地 龍田忠道・善達父子及一族墓碑

先君子諱 忠道。字善右衛門。姓龍田。播州。加東縣。山國人。

仁 夙遠名利。專務農事。娶鳥居氏。四男一女。皆能成家。季在寬。

好學有立。寬永壬申年生。貞享甲子十二月廿九日卒。年五

南濱墓地 龍田忠道・善達父子及一族墓碑

孝 十三葬于山國之西栗林。私諡曰 道節居士。予時孩提。未
知其哀。今茲享保壬子。歷歲將五十年。想像感慕。益不勝哀。
在大坂卜地於北濱之邑。以誌之。銘曰。

誠 天稟□敬。 爲人思誠。 外忘利祿。 家務農耕。
知命居易。 秉心守精。 幽明不貳。 一本道明。

妣孺人名 密。姓烏居氏。嘗不幹蠱。慎牝雞鳴。愛育五子。
中饋不怠矣。寬永庚辰年生。享保庚子十二月十五日卒。
年八十一。葬于先考冢側。諡曰 妙行孺人。距今十三年。
感時思慕之誠。以附先考塋次。銘曰。

同) 敬 孺人聖善。 德音最清。 衆子教育。 三從道成。

(上

紡績功積。 常產經營。 晚歲養老。 順受終正。

孝子龍田 在寬 善達謹撰。

鬼

攝處女名波二。姓龍田。難波產也。幼而才敏。異於衆兒。自六
歲好讀書。能艸書。琴瑟成章。一日罹痘疾。而醫藥不效。永訣。
遺言曰。詩曰。無非無儀。無父母詒。羅嗟父母。無憂我死。聞者
皆涕泣言。天亡才兒。可質分其身。以易之矣。其愛惜於人如
此。享保甲辰五月十九日生。辛亥七月十九日卒。年八歲。葬
于北濱之地。作一絕。以述愛情云。

神

窈窕女兒吟讀聲。 餘音觸耳愛情清。

一朝嬰病命頓絕。 契闊死生足誦名。

予之與龍田氏別已久矣。□來杳无音
感 耗。疇昔書來。請正其先碑。檢而還之。則
勒珉于攝之一刹。又屬予題其陰。予嘉
其寓佗邦。而寄松楸之懷。爲書數字。詩
動 云。明發不寐。有懷二人。龍田氏有焉。

平安伊藤長胤謹誌

龍田善達甫 墓

攝有一隱士。姓龍田。名在寬。字善達。產于播州
加東縣山國邑。夙耽墳素。向牡遊學于京師。信
吾先人之道。親炙于中島浮山子。既而寓于攝

州。大坂。橫經授徒者二十餘年。著錄殆以千數。
天性恬易。能耐艱苦。棲遲衡門。不誕榮利。人以

此稱之。京師戊子之災。萬室煨燼。隱士亦遭燬。
羸服間行。予遇諸塗。勸寄予宅。而不肯。前年聞
予到攝。而速來訪。則道舊而不措。何圖。宿昔門
人。早瀨某來。訃曰。今茲六月廿三日。嬰疾而不
祿。享年五十八。一丈夫子。甫六歲。一女。三歲。無
人主後事。門生若干人。合謀經紀。將伐玄珉。以
傳姓名。請爲之誌。乃題其墓曰。龍田善達甫墓。
云。享保十九年甲寅歲也。

京兆 伊藤長胤 譔

子 孝教 建

受業門人若干 助刻

墓地の西北隅に龍田忠道・在寛父子の碑がある。忠道は通稱善右衛門、播州山國の人、「夙に名利に遠ざかりて、専ら農事を務め」た。鳥居氏密女を娶りて、「四男一女」を生んだ。寛永九年に生れ、貞享元年十二月廿九日歿す(五十三歳)。墓は山國の栗林といふ處に在るのであるが、季子在寛は、大坂にて儒家を以て立つてゐたので、享保十七年に、この墓地に碑を建て、自らその序銘を作つた。忠道の妻は、寛永十七年に生れ、享保五年十二月十五日に歿した(八十一歳)。

在寛、字は善達、山國に生れ、京に上りて伊藤仁齋の門人中島浮山に従ひ、後大坂に來りて學を講ずること二十餘年、享保十九年六月廿三日歿した(五十八歳)。在寛は在坂中、父の記念碑を建て、母の遺骸をその傍らに葬つたが、その女波二も享保十六年七月十九日夭死(八歳)した。

たので、同じくこの墓域に葬つたのである。

伊藤東厓は忠道の記念碑の碑陰文を撰し、又在寛の碑文を作つたが、忠道夫妻及び在寛の女波二(以上在寛撰文)と東厓の碑陰文は方柱形の一石四面に刻され、在寛の碑と併せて二基になつて居り、前者は龜趺を附せる高さ三尺五寸、方一尺のもので、各面に「仁孝」「誠敬」「鬼神」「感動」の二字づつを篆刻し、特種の形式を現はしてゐる。當期の石文として、こゝに列叙すべきものではないが、忠道の歿年に因みて、姑く附記することゝした。

(九四) 下寺町 大蓮寺、本堂擬寶珠

以貞享二乙丑年

三月廿一日蒙

公廳之許容

下寺町 大蓮寺、本堂擬寶珠

下寺町 大蓮寺、本堂擬寶珠

新造建高櫓

攝州大坂西寺町

如意珠王山

大蓮寺十一世

十譽代

以宝曆十一年辛巳年

十一月廿五日達

公廳蒙許命

加修復者也

應蓮社十六世

相譽

大蓮寺本堂欄干の擬寶珠は、貞享二年三月廿一日に（本堂と同時？）造られ十一世の住持十譽上人の代―後七十七年目の寶曆十一年十一月廿五日―十六世相譽上人の代―修復（本堂と同時？）を加へられたのである。

實物の長八寸八分、それを上下二節に劃し、刻字は下節に施されてゐる。當期を通じて大坂に於ける斯物は、他に未だ見ざるところである。

（九五） 和泉信達 金熊寺、鐘

一乘山金熊寺者泉南之□刹而闔國之勝壤也昔年役小角初開之法基大士垂遊蹤峯巒環峙澗溪周流景物之所鍾亦一勝境也白鳳年中新鼎建伽藍而安円通□像且移權現于此地營祠構堂以爲寺門之鎮護蓋金峯熊野摘一字以名寺神佛相依靈異惟多遠近村里之所恭敬緇素貴賤之所輻湊可謂道場也不幸天正乙酉罹兵燹金堂玉樓悉作烏有爾來黎庶凋殘

和泉信達 金熊寺、鐘

不能舉毀廢。只蕭然一字。香燈不絕。凡聞之者。慨然無不嘆。眞享。甲子夏。大旱。庶民憂之。入寺祈雨。不日而油雲布起。膏澤遍施。黎民大懽。欲供寶器。以謝其靈感。於是命龜氏新鑄華鐘。以登法庭。夫鐘者。梵場之信鼓也。朝撞夕扣。長備警戒。靈籟遠送。祇林之月。□肅。忽開竺刹之雲。諸天爲之降感。聖衆爲之喜聽。唯願靈迹益熾。法聲長傳。萬年銘曰。

有鬱靈刹。托蹤勝塲。金峰摸狀。

熊野和光。山岳鍾景。湖泉廻堂。

佛日高揭。神風惟揚。覺發深省。

禪降禎祥。擊雷震地。巨鯨吼霜。

魍魎退走。魑魅驚惶。朝警暮誠。

長傳無疆。

眞享。第二乙丑歲。夏半大吉旦。

當寺桑門 秀因 誌

施主 信達 庄 中

泉州堺住 冶工池田次郎兵衛

法印快長代。修理光重代。

梅花の名所として知られてゐる泉南郡東信達村大字金熊寺の「一乘山金熊寺」は、白鳳十年、役小角の創建と傳へられ、小角の刻したといふ四肘の觀音木像を本尊とする。正安元年正月廿八日の火災に罹つた事は、慶長二年三月廿八日付の願文(束草集)に見えて、和泉名所圖會に載せ、圖會の文をそのまゝの大坂府誌にも、これだけしか書いてないが、今、この鐘の序銘に據れば、天正十三年の兵火に焼かれしを、眞享元年の夏、雨乞ひの満願に、信達庄

北野・名小路・大苗代・市場・牧野・六尾・金熊寺・楠畑・童子畑・葛畑・中・幡代・馬場・男里・榎井・岡田

の舊十六箇村から、鐘を寄進したことが知られる。そして、熊野「權現を此地に移し」たといふのは、今の信達神社である。寺は觀音院(眞言宗)と普通に呼ばれてゐる。「金熊寺」の名は金峯

山と熊野山との首の一字から取つたのである。鐘、高九尺・徑(最長部)三尺。

(九六) 高津 願生寺、鐘

圓觀正齋信士

念譽妙正信女

覺譽正意信士

深譽了信大德

攝州東成郡大坂之城下慈光院願生寺者

一乘淨土之精舍也去元和丁巳開境於城陽

創寺於此地創建以來紹隆宗義住持三寶至

于今及於九世矣雖然洪鐘未造行道失時於是

有檀那兩輩不發志願欲備鉦鐺願功不虛
彈指圓成矣夫鐘者諸佛出世之法器衆生

解脫之因緣也誠哉健稚一擊驚動乎三千

世界霜鐘三振滅却乎四生苦輪焉賢聖憑

茲來集於巖窟爾賦憑茲避得于劍輪焉

嗚呼大哉夫鐘之德也一聲普及大千則使

一切群類悉驚長眠之夢等入圓通之門矣

祝曰

叡算齊大虛

台齡等乾坤

銘曰

攝陽城畔。	彌陀道場。
寶樓高構。	瞰視四方。
靈鐘新掛。	梵音鏗鏘。
響徹沙界。	律諧宮商。
衆民時識。	法侶悉捨。
一聽消憂。	百煩自亡。
曉天夢破。	霜夜月涼。
圓通門闔。	法王茲暉。
國家安樂。	萬黎穰穰。
聖凡同會。	精舍禎祥。

昔貞享二乙歲大呂陽日。

攝州東成郡谷町筋八丁目。

慈光院願生寺住持。

眞蓮社誠譽觀應上人謹言。

冷月宗喜信士。

栢巖妙泉信女。

天翁淨閑信士。

善譽正印信女。

行譽宗蓮信士。

福譽榮壽信女。

圓譽宗音信士。

寶譽清林信女。

治工。山城住。藤原松下吉次作。(此一行陰刻)

信心施主。百間町。油屋五郎兵衛尉。

南無阿彌陀佛。

願生寺は、元和三年の創建であつたが、貞享二年十二月、九世住持觀應上人の代に至り、はじめこの鐘が出来たので、「百間町」今、薩摩堀と立賣堀との間なる百間堀の東濱側の檀徒油屋五郎兵衛の寄進である。

序銘は、すべて陽鑄にして、字體に古意があるのを珍重すべく、鑄師は京の松下吉次であつて、その記入の一行だけが陰刻されてゐる。

櫛ノ間には、名號と、その右側に、「施主」の名を鑄現はし、名號の下に近く、撞座から涌出した蓮花文を置き、撞座は徑四寸の八瓣九房である。下帯の文様は、各區に瑞花を夾みて、一

對の唐獅子を牛肉に現はしてゐる。

(九七) 生玉 安樂寺、鐘

阿徹山。不退院。安樂寺。

廊譽上人未故和尚。

円譽上人。太譽上人。乘譽上人。

于時。貞享二年乙丑曆七月廿三日。

治工。山城住。藤原朝孫(臣)松下吉次作。

南無阿彌陀佛。

生玉 安樂寺、鐘

安樂寺鐘は、貞享二年七月廿三日、廓譽上人の代、京松下吉次の作である。池ノ間第四區に年紀と鑄師名、他の三區に寺號と現住・先住名を陽文にて現はし、透間なしに法名が刻されてあるから、一見したところ非常に目まぐるしく、文字も鮮明を欠いてゐるから、こゝにはすべて省畧に附するの已むなきに至つた。

榑ノ間一區に中央六字名號(陽文)を題し、上に雲形日輪を鑄現はし、撞座は徑五寸の輪寶文口邊よりその中心迄の間隔一尺三分、口邊厚三寸である。

(九) 天王寺 大江神社、石鳥居

(一)

貞享三丙寅年四月八日

石大工いたちこゝりこゝ九こゝ龍こゝ衛門

氏子中

(二)

元祿五壬申年十一月十日

氏子中 石大工 九こゝ龍こゝ衛門 五こゝら兵衛

(三)

元祿九丙子年 (向て左裏)

十一月吉日 石大工 岡田屋 五兵衛 (同右裏)(三基)

大江神社は、もと東生郡天王寺北村の産土神として、豊受大神を奉祀し、四天王寺の外院(乾之社)と唱へ、毘沙門天がまつられ、江戸中期以後は、同時塔頭東光院が別當をつとめたこともあつた(天王寺七村が合併して天王寺村となつたのは寛永七年)。慶應三年、今の社名に改められたのである。

(一)の石鳥居は、明治四十一年九月廿五日、南區天王寺勝山通一丁目から境内に移された、舊

天王寺七村のうちなる小儀村の産土神小儀神社の前に建てられ、(二)は本社前の南手に在るもの
(三)は末社稻荷神社の前に在るのである。

(九九) 高津宮、石燈

奉寄進

(右前面)

(一)

高津。仁德天皇御社。

(前面)

石燈籠

(左前面)

貞享三丙寅年四月日

願主。道頓堀。安井九兵衛

(背面)

(二)

奉寄進

貞享三丙寅

高津五右衛門町。丁中。

(三)

奉寄進

丁貞享四歲

卯六月十二日

高津。長太郎

同。庄吉

同。龜之助

同。はつ

高津宮

高津宮、石燈

(四)

元祿貳巳六月吉日

願主敬白

奉寄進

(五)

元祿拾五午歲九月十二日

願主 西高津町新道

大和屋小兵衛

「貞享二年」に「道頓堀」の「安井九兵衛」(道卜)から「仁徳天皇御社」に「寄進」された石燈は、寄附者といひ、お宮柄といひ、殊にはその製作の當期間を通じて、他に比類のない優物といひ、これも確かに「市寶」たるべきものであるにも拘はらず、今は「谷の末社」の片隅に日の目も拜ま

ぬ憂き目に逢ひつゝあるのは、せんぐりく新らしい寄附があるから、例の邪魔物らしく持扱はれたのであらう。それは丁度、寺院にて古い無縁塔であれば、墓主の如何に頓着せず、片はしから墓地の一隅に積み重ねて了ふのと同じ寸法である。「浪花乃字米」○寛政十一年版に見ゆる梅の橋の南手にあつたといふ「寛永十年」の古石燈も、こんな調子で、今は亡はれて了つたのも是非がない。わたくしは、この安井の石燈―古式の只一基―が、本殿の廣前に燈光をきらめかせつゝ、遙かに舞臺のあなた道頓堀―それは新らしく道頓・道卜等の手に由つて開かれた盛り場の不夜城―のいきれと相映發して、神慮を慰さめ奉りし往時の面影を偲ぶに餘る心地に堪へない。西高津村は、古への百濟郡の舊地―關郡―の中で、太平記に古宇都コウツに作り(往昔蝦蟇カハツと書き中世郡戸カウに轉じた)。文祿二年十月廿四日の代官吉田清右衛門、慶長年間、片桐東市正の古文書には、郡戸をカウツと訓ませ、寛永二年、代官北見五郎左衛門の時高津の文字を定めた。慶安二年には、今の清津橋東詰に當る「五右衛門町」の開發があつた。

安井九兵衛寄進石燈の形式は、基砌・竿・中臺・火袋・笠みな六面に造りて、すべて創造のまゝを保ち、たゞ殿手の一角だけが缺損してゐる。基砌高さ地上より六寸(請花共)竿高さ二尺八寸五分、中臺一尺(請花共)、扉一尺四寸、笠及び寶珠共三尺五寸五分、全高八尺五寸、竿一面の

幅六寸五分、扉同八寸五分である。

(100) 生玉 大安寺、鐘

祝曰。

天子萬歲。

台齡千秋。

天下和順日月清明風雨以時灾厲不起。

國豐民安兵戈無用崇德興仁務修禮讓。

攝州大坂生玉寺町三寶山大安寺慶長元丙申年。

開山大譽上人所創建之也同二代光譽上人同三代單譽

上人第四代誓譽上人也。

蒲牢施主本町四丁目和泉屋寂譽靜味禪門也。

爲覺月宗円 淨三妙清 淨譽清心 直譽單想

理譽智春 貞立 利玄 梅雪 露秋 露幻

善花 道正 妙円 道清 妙清 淨雲 淨光 露心

證譽 誠円 諦譽 清円 結緣道俗現當二世

各願円滿也。

南無阿彌陀佛。

當住持。

貞享三丙寅年四月八日。

誓譽上人。

鐘の刻文について、特記すべきは、大安寺(金戒光明寺派)が、慶長元年に、「開山大譽上人」によりて創建され、「二代光譽上人」「三代單譽上人」を経て、「四代誓譽上人」の代に、この鐘の鑄造されたといふことであつて、附近生玉寺町に寺院の創建された年代の一標的とすべも資料である。

鐘は池ノ間(濶一尺四寸五分・長一尺三寸五分)四區中央に各一體の四天王像(長約八寸)を半肉にて鐘現はし、上下帯にも、各四體の半肉飛天(長約四寸)を配し、撞座(濶長各四寸五分)は形變りの輪寶文様より成り、下邊よりその中心迄、一尺一寸の間隔を保つてゐる。その手法稍觀るべきものあるに似ず、鑄師の名を留めてゐないのは例外とすべきである。

(101) 荒賀氏、鰐口

貞享三年。

奉納。

寅五月吉日。

荒賀莊太郎氏藏鰐口は、徑六寸、撞座は太き二重圈を以て内縁に連り、二重子持圈を以て外縁に接し、縁邊は又太き二重圈を以て終つてゐる。

撞座は、徑一寸五分の方形入違ひ文様を施し、内縁には瑞花文あり、外縁に前掲の刻字がある。文字は素朴なる草體で刻されてゐる。何れに「奉納」されたものかは不分明ださうである。

(102) 上本町 源光寺、末吉家墓碑及石燈

(キリク)

尊性院殿麗譽光大姉。

成等院殿松譽寒貞居士。

(キリク)

清光院儒阿淨慶居士。

清 元祿七甲戌天三月廿七日。

上本町 源光寺、末吉家墓碑及石燈

上本町 源光寺、末吉家墓碑及石燈

三三四

尊 室永二乙酉天八月廿九日。

成 貞享三丙寅天九月六日。

末吉勘兵衛尉利長。

貞享三年。

施主。

山田治左衛門。

(又、一基「施主 渡邊三太夫」)

丙寅十月廿四日。

坂上田村麿九世の孫末吉の後裔にして、平野七名家ヒヤナナの随一として名ある平野郷末吉家の中祖(廿五世)藤右衛門行増に五男一女あり、長男藤左衛門増久の後を本家とし、次男勘兵衛利方は泥堂に分家し、海外貿易家として聞え、故末吉勘四郎氏の系統である。三男茂右衛門長忠は、

備中岡山に分家し、伊藤播磨守の家來となり(當主致格氏)、四男次郎兵衛長成は、大坂日本橋に分家し、安井道頓道トと共に、道頓堀川の開鑿に與かり、日本橋北詰西北角の一劃を居宅として、内平野町松屋町東に別宅を置き、東横堀川を隔て、往來するの不便を感じ、今の末吉橋を架し、市民をして永くその惠澤に浴せしめたのである。

この墓碑は即ち、勘兵衛利長の孫「勘兵衛利方」が、日本橋末吉家の爲に建設したものである。

(103) 堺 方違神社、綿屋等寄進石燈

奉寄進。 常夜燈。

貞享三丙寅年。

南向井 領町

霜月吉祥日。

堺 方違神社、綿屋等寄進石燈

三三五

堺 方違神社、綿屋等寄進石燈

三三六

泉州堺莊三國天王宮 常夜燈

元祿五壬申年霜月吉日

奉寄進 石燈籠

願主 戎農人町

綿屋市兵衛

元祿五壬申年極月吉日

神前石燈籠 一雙

堺莊三國天王宮

別當 向泉寺

元祿七甲戌年五月吉日

永代常夜燈 一雙

願主 大小路南向井領

松屋市兵衛

住吉神社御鎮座のとき、この社地に於て「方違の政」を行ひ玉ひしといふ傳へにより、今に方違ひの祟りを祓ふべく参拜者が夥しいのであつて、もとは行基の關きし三國山向泉寺の鎮守の一社であつた。向泉寺は、永正年間火災の後、今の堺市之町東に移されたが、舊寺址は「向井領」の名の下に、今も行基の鑿ちしといふ「關伽井」の碑向井町が建てられ、

天平十五癸未年行基感得

向泉寺 關伽井

堺 方違神社、綿屋等寄進石燈

三三七

伽藍法事。

向井王子。

四社。方違宮。祭祀。並用之。

東原宮。

天王宮。

と刻せられてゐる、無論後世の追建ではあるが、これを見ても當社と向泉寺との關係は明かであらう。「三國山」といふのは、攝河泉三國の堺に當る意味に取り、今の堺市の地名もこれに起源を有するのである。

方違神社は近ごろ天王宮を併合し、前掲の石燈は同時に移されたもので、「向井領町」といひ「三國天王宮」・「別當向泉寺」とあるのは、かういふわけがらである。今の堺市の前身は、即ちこの三國丘の高地を中心とした方面であつたのであるから、現に向井町が新たに堺市に編入されたといふことは、堺といふ故地の還元とも言ひ得らるのである。尙言はく、今日堺市に在りて鑿井工事の盛んに起されつゝあるのを見ても、そのかみ行基が井を掘りし社會的功績の尊と

さを思ふべきである。

(一〇四) 天王寺 久保神社、石鳥居

貞享^{丁卯}四年三月吉日。

氏子中 石大工。

九左衛門。

前章に述べた「向井王子」は、かの後鳥羽院熊野御幸記などに見ゆる、熊野九十九所王子の一つで、京より熊野へ向はれし途中の遙拜所として、この久保神社—久保王子—を経て、阿倍王子(今、郷社阿倍王子神社)の次に當つてゐたのである。

「石大工、九左衛門」は、別章、大江神社石燈に見ゆる、立賣堀の石工と同一人であらう。

(105) 下寺町 善福寺、鐘

恭惟。

南瞻部州大日本國攝津西成郡大坂南郊

正因山善福寺者往昔一譽比丘所草建之

靈壇也自爾以降唱專修念(佛)超世悲願無間斷

大乘妙典讀誦稱讚其尙矣越第五世信譽

眷第呈譽惜哉實延寶三乙卯涼月潤日行年

二十有五俄然空寂於東關嗚呼忍譽亦既

不歷法世故繼之第七世今恢與前信同法志

諸檀及有緣勸法力以新鑄寶鐘懸剛樓念佛之晨
誦經之夕于撞于鳴以今覺忍界衆生無明
長夜之眠則其功德亦不爲不多矣仰冀

聖驅永切蒸民安樂銘曰

聲聲發樂 高通蒼天

響響拔苦 深徹黃泉

妙用不測 功德永年

微塵刹土 濟度無邊

肯貞享四丁歲

美景如意珠日

下寺町 善福寺、鐘

勝蓮社恢復比丘書焉。

冶工藤原宗信。

善福寺五世(一世は一譽上人)の住持信譽上人の「眷弟」にして、六世を嗣いだ呈譽は、延寶三年に、二十五歳で江戸にて「空寂」し、同じく忍譽も、何等かの故障ありて嗣法とならず、七世の恢復の代に、この鐘が出来たのであると、恢復自身は書いてゐる。

撞座は徑四寸七分の單式八瓣九房、下帯は、各區の中心に、欄外へ跳ね出せる半肉の唐獅子を中央に、瑞花文が鐘身を繞りて一榊ノ間を置かすに―連続してゐる意匠は、一寸目新しさを覺わしめる。

(一〇六) 櫻宮神社、毛馬村寄進石燈

攝務關郡毛馬村 氏子□□

奉納石燈籠所願成就皆令満足。

貞享四丁卯年 九月吉日。

「關郡」は、古への百濟郡である。攝津志に、百濟郡(延喜式攝津十三郡の一)は住吉・東生(東成)二郡に入ると見え、和漢三才圖會には、昔百濟郡は住吉郡の北に在り、何れの時にか其の名を失ひ、俗に缺郡と稱すとあり、細川兩家記にも早く「缺郡中島」(今、西成郡西・北兩中島村)の稱あり、今宮村御厨子所供御人に賜はりし弘治三年四月十日の繪旨にも「攝州欠郡」と記され別章、木津唯泉寺寛永十四年鐘にも「關郡」とあるに徴すべきである。天和三年より元祿三年に至る代官萬歳傳兵衛・設樂喜兵衛の木津村免狀(納稅命令書)にも、「欠郡」の文字あり、而して其の他の方面に於ける古文書記録にして、關郡と書けるもの、絶て之あるを見ずといふこと、西成郡史にも見えてゐるけれど、わたくしの實見するところを以てすれば、勝間村(今、玉出町)光福寺寛文十一年鐘に「關郡」の文字ある外、今又舊西成郡に屬せし當社の石燈に、この郡名の刻されてあるのを見るのである。

(107) 高津 無量寺、小池家寄進鐘

攝州東成郡大坂之城下。壽命山本覺院。無量寺者。究竟一乘。淨土宗門之精舍也。昔時文祿元壬辰歲。開境於城陽。創建寺院於此地。從尔以來。興隆宗義。住持三寶相續。來太几四世矣。雖然無洪鐘。而勤行法式。失厥時。亂厥刻。爰今有信心檀越。小池宗齋者。丕發志願。為悲母。憲譽清春法尼。涅槃常樂。欲備鉅鐘。願巧專一。彈指圓成矣。夫鐘者。諸佛成道之法器。衆生解脫之因緣也。誠哉。健稚一擊。驚動三千世界。梵

音三振。滅却四生苦輪。賢聖憑旃。來集于巖窟。扇膩憑旃。避得於劍輪矣。嗚呼。懿哉。鐘之德也。一擊普及大千。則使一切群類。悉覺長睡之夢。而等入圓通無量之門也。

祝言。

叙算齋大虛。

台齡等乾坤。

銘曰。

城南蘭若。彌陀道場。

山名壽命。寺号無量。

高津 無量寺、小池家寄進鐘

高津 無量寺、小池家寄進鐘

寶樓高構。 瞰視十方。

霹靂新掛。 喚醒八荒。

響徹沙界。 律諧宮商。

警昏聒聒。 闔陰開陽。

鯨音吼月。 鴻韻鳴霜。

本覺聞盡。 法王茲彰。

國家安樂。 萬黎穰穰。

聖凡同會。 精舍貞祥。

昔。貞享。五戊辰歲。八月十五日。

攝州東。成郡八丁目中寺町。

壽命山。本覺院。無量寺。當住持。

成蓮社。性譽入玄上人。欽白。

釋。 宗齋。

施主。 順譽清故信女。

俗名大坂折屋町住。小池次郎右衛門。夫妻。

同名。理兵衛。同妻長。

冶工。洛陽。釜座住。

近藤丹波掾。藤原佐久。

釋宗春。釋尼妙祐。宗圓。玄齋。妙正。

誓譽。願故大德。心覺。涼源。樂宅。宗味。

深譽。宗慶。松譽。貞心。夏月。林華。

高津 無量寺、小池家寄進鐘

高津 無量寺、小池家寄進鐘

三四八

妙誓童女生蓮童男

當寺開山心譽盛順和尚

淨譽宗泉大德

中興莊蓮社嚴譽上人麗的和尙

妙滑妙智相入宗春妙貞妙意妙法西休加祐光室了西 (以下、十五行、法名略す)

この鐘は、いろいろの文様(陽鑄)を意匠したる上に特色を示してゐる。先づ鐘身池ノ間に於ては、第一區に持國天・第二區に增長天・第三區に廣目天・第四區に多聞天の四天を配したるを始め、襷ノ間には第一・二區に日月と飛雲、第三・四區に一對の鳳凰を現はし、下帯は、すべて三段に分ち、中段―撞座の半徑を包みて―に雲龍、上段に麒麟・下段に水中の玄龜を現はし、乳廓には雲形を現はしてゐる。撞座は徑四寸八分の八瓣九房(内行花文をめぐらす)にして、口邊厚三寸である。

當寺の開山心譽上人は、文祿元年、城南小橋上本町一帶に寺域の開かれた時の人で、二世淨譽・三世(中興)嚴譽を経て、當住性譽上人の代、貞享五年(元祿元年)八月十五日、檀徒折屋町(今、東區大手通二丁目)小池次郎右衛宗齋夫妻・その子理兵衛夫妻(お長)が、この鐘を寄進し、鑄師は京釜座の近藤佐久であつた。

(二〇八) 生野國分町 國分寺、安井九兵衛寄進鐘

臨濟正宗
三十三世

天德山國分禪寺鐘銘有引

攝州大坂安井九兵衛居士承

考妣二親遺命敬造銅鐘一口奉鎮當

生野國分町 國分寺、安井九兵衛寄進鐘

三四九

山。用資冥福。可謂存亡均利。功垂萬古者也。爲之銘曰。

鐘之爲器。利濟無邊。以時扣擊。聲徹九泉。檀德功高。冥途苦息。妙道覺了。圓通同入。

二親宿願。今已圓成。菩提果證。洞見孝誠。

從此千秋。高懸天德。福利群生。永安家國。

貞享五年。歲在戊辰。孟春吉旦。

臨濟三十三世。當山住持。南源派撰。

南源

寄進施主。大坂南組惣年寄。安井九兵衛。

考。覺了院幽智道下居士。寛文元年十月十七日。

妣。春江院梅潭方薰禪尼。寛文四年十二月廿八日。

大坂住。

宮永作。

「安井九兵衛」(久寶寺屋)は、難波雀に見ゆる延寶七年現在の「南組惣年寄七人」―吉文字屋三郎兵衛・綿屋甚兵衛・かざや(益屋)又兵衛・野里四郎左衛門・穴喰屋次郎右衛門・住吉屋藤左衛門―と共に、その名を列し、爾來明治維新の際に至るまで、代々その職に在つた。惣年寄は「寛永十一年(別章、大坂町中鐘の項参照)將軍來坂の際、拜領品ありたる惣年寄の子孫をして世襲せしめ、幼年なりとも其數に加へ」たとある。

延寶・貞享の「安井九兵衛」は、道頓の弟道卜(「覺了院」)の子である。

わたくしは、大正三年十二月六日、豊臣秀頼公及び安井道頓の三百年遠忌追弔會を、豊臣家の縁故深き舊生玉宮南坊法案寺の移轉せる今の南區大和町の同寺に於て催し、今の安井家當主朝雄氏に導かれて、この鐘を實見手拓したのである。國分寺の本堂血天井といふのは、大坂夏

陣に、秀頼公母子の自刃した、城内山里帶曲輪榎倉の遺材を用ゐ、碧血の痕、今も斑らに天井板に染み込んでゐる。

この九兵衛第二世が、父第一世の「覺了院」・「春江院」夫妻の遺命により、貞享五年―元祿元年正月、母の二十五回忌を機として、この鐘を國分尼寺に寄進したのである。鑄師「富永」の銘は撞座(徑四寸七分の輪寶)の下に割書されてゐる。撰文者は、支那福建省福州府福清縣井得里の歸化僧南源性派和尚の手に成り、和尚は、「臨濟三十三世」(隱元老師と共に渡來)として、時の住持であつた。元祿五年六月廿五日寅の刻入寂、年六十二、寺内にその塔がある。

その鐘樓は、丁度その年の九月廿五日に、松島の有志川島・土佐木・貫野・原・西川・井田・八木・猪熊(淡野)等諸氏の義財を以て、立派に竣成されてゐた。

南源和尚墓碑

當山中興南源派老和尚塔

師是支那國福建福州府福清縣井得里

英産本邦元祿五(清、康熙三十一年)歲次壬申六月念五日

坐逝于天徳丈室(隱元嗣法小傳には、萬福寺高壽軒に作る)春秋六十有二

當寺獨住中興嗣法門人覺峰 敬立于

享保九龍飛甲辰六月念五日者也

(一〇九) 千日裏 舊松林庵、安井家五輪塔

安井道頓居士

(ア) 先祖累代墓

安井道卜居士

(イ) 安井定延墓

千日裏 舊松林庵、安井家五輪塔

千日裏 舊松林庵、安井家五輪塔

三五四

慶長十九寅歲五月八日戰死 (右側)

寛文元丑歲十月十七日臨終 (左側)

寛延元戊辰年

覺壽院圭山清卜居士

七月二十九日 (裏面)

西王院てい輝光潭月 (右側、石燈竿)

寛保元辛酉年五月十八日 (左側、同)

安井道頓は、慶長十七年、弟治兵衛・九兵衛(「道卜」)及び平野(末吉)藤次と共に豊臣氏の許可を得て、故郷河内久寶寺村より農民を招き、自費を以て南堀―道頓堀川の開鑿に着手したが

翌十八年治兵衛先だちて死し、道頓は後大坂役に加はり、元和元年夏の役に、亂軍の中に「戦死」したのである、然るにこの碑にそれを「慶長十九寅歲五月八日」に作つてゐるのは、後年の追刻であらう。

南堀川は、大坂役後、九兵衛・藤次の手にてその開鑿工事をつゞけ、元和元年九月、城主松平下總守忠明より、奉行四人の連署状を以て諸事を斡旋し、沿岸の家屋建設の旨を促され、同年十一月、木津川へ流入する川口の工事を終り、長さ二十二町一間半・幅上流二十間・下流三十四間の一大運河は全く竣成を告げたのである。そしてこれを道頓堀川と命名したのは、即ち道頓の名を記念すべく、忠明の沙汰に出たのであると、大阪市史に見えてゐる通りである。忠明は、同五年七月廿二日、封を大和郡山に轉じ、大坂は幕府の直轄に歸したのである。

元和七年、東西兩町奉行より、安井九兵衛を惣年寄に任じ、再び沿岸の家屋増築を奨励し、島ノ内一帯の空地にも盛んに家屋の建設を命じ、九兵衛は乃ち道頓堀川南岸の土砂置場○南區寺町一丁目より五丁目の下付を請ひ、之を材木置場と稱へて、建築用材の貯藏所に充てた。安井家は、かくの如くにして、川八丁、即ち道頓堀川沿岸なる宗右衛門町・御前町・布袋町・久左衛門町・立葉町・吉左衛門町・九郎右衛門町・湊町の年寄を推薦し、その他の特權を得るに至つたのである。

(110) 東郷村 野間神社、鏡

百鍊精銅。一團円相。如日初升。

照曜四方。知徳麤滿。本支百世。

永揚壽光。

貞享。戊辰年八月穀日。

御鏡所。藤井備後掾元重。作。

東郷村誌に、この鏡銘を載せてあるが、わたくしは、未だこれを實見するに及ばない、従つて、その形式文様を知ることが得ないが、文字は定めて陽鑄であらう。徑一尺五寸。領主能勢

日向守妻圓光院妙曜日惠大姉の寄進であるといふ。「穀日」は朔日である。

當社は豊能郡東郷村大字地黄の森畑に鎮座、延喜式舊能勢郡三社の一である。中世大和布留社の分靈を勧請し、世に布留宮と稱へた。天正十九年、領主能勢頼次、社殿を再興した時の棟札(松材、長六尺・幅一尺)を保存してある。それには中央に「奉造立攝州能勢郡布留宮」。右に「島津御代官戸成掃部兵衛殿」。左に「島津御代官福崎新兵衛尉殿」と大書し、その左(下列)右にこの連名がある。

(右)

(左)

已上六百二十六人	野間盛次殿
三百二十一人旬村	川上喜助
百六十五人齋院村	平田新右衛門
百五十人上地黄村	與右衛門
かん	與兵衛
安入	與助右衛門
五良太夫	助兵衛
	助右衛門

くほ助 太夫	左衛門
おか助	源兵衛
はし岡 太夫	二郎兵衛
土屋 彦助	奥右衛門
御大工 藤原 吉次	二百六十八人中村
六島助 左衛門	百六十九人大原村
六島甚兵衛尉	百八十五人稻地村
能勢助 十郎殿	百三十九人出野村
想構師 直乘	八十二人四山村
	已上合八百三十七人

當時、能勢頼次は所領を離れ、大和の浮田秀家に寄食中、島津家代官の斡旋を経て、再興の志を遂げたのであつて、頼次自身の名は、上列の中に「能勢助十郎殿」とあるのが、それである。

【下編】

(二二) 天満 妙福寺、三田浄久夫妻墓碑

妙法。廣善院浄久信士。

演正院妙浄信女。

廣。元祿元戊辰年十一月廿七日。
 演。貞享五戊辰年六月十三日。

河内名流傳に従へば、三田浄久は、通稱大文字屋庄左衛門、河内舊志紀郡—南河内郡—柏原の人で、晩に不老軒と號し、河内一國の名所記のないのを惜み、書工を伴ひ、河内一國を跋渉し、七八年の日子を費して、河内名所鑑六卷を著したのは、延寶七年—歳七十二—であつた。

天満 妙福寺、三田浄久夫妻墓碑

秋里離島の河内名所圖會は、この書を粉本にしたのである。享年八十一。

淨久は松永貞徳に俳諧を學び、同門の北村季吟、安原貞室と親交があつた。河内鑑には、交游中の和歌俳句を及ぶだけ採入し、中にも井原西鶴の作を多く載せてゐるのは、彼れが句集の傳はらぬ今日、非常に参考とすべきである。柏原の清水といふのは、淨久の家の名水であつた。名流傳の著者であつたわたくしの同門の先輩故松尾耕三(香艸)氏の遠祖如元翁(河内林村の人)も淨久の友人で、その句も採入されてゐる。八世の孫爲門も松尾氏先考(主税(柳坡))の舊友で、同じく伴林光平の門人であつた。今の主人猪太郎氏は即ち淨久九世の孫である。

貞享五年九月卅日、元祿と改元あり、この碑の年紀に兩號を刻してゐるのを注意すべきである。又、貞徳と淨久の事は、西鶴名殘の友の中に、おもしろい逸話が書かれてゐる。

(二三) 生玉 正法寺、鐘

音聲之於物也。耐爲聲則。是故先王之化世。先設樂器。吾覺王之垂教。亦莫不由之。拘留孫之青鐘。迦葉

佛之黃鐘。慶喜房前之磬。須彌山頂之鐘。蓋見于大藏者。匪一焉。僉所以爲物之啓發也。攝州。大坂。本覺山。正法寺者。雒陽本法教寺之末派。而西洲開化之要津也。曾有開山親師。自手石廟。及以肖像。永爲寺鎮。靈感響應。影堂爲之建矣。凡開地已來。漸向一百

(梵天像、陽鐘)

載。伽藍咸鼎新。而未有蒲牢。今之住持。日成。自發志願。告之一檀度。々々某甲。爲亾息白井氏女。法諱智厚。妙聰冥福。捨黃金若干。扶之。其不足者。化諸陀那。幸今茲己巳之春。雇冶工。而寶鐘一時成矣。其模樣也。四面鏤摩訶梵。及帝釋天。依係于竺乾修多羅院。

石鐘。其為聲也。八音克諧。無相奪倫。彷彿于本朝淨
金剛院銅鐘。矧乎正法之音。共鐘響。永傳末法。萬季
之後。不復佳乎哉。

銘曰

世王垂裕。鳴之化民。佛國立教。撞之利人。
道簡洪鐘。作麼千鈞。鑑古照今。圖天鏤神。
殆類梵製。豈似效響。維形龍蟠。維聲雷振。
上至有頂。下徹金輪。醒無明睡。悟本覺真。
正法音響。邪魅影泯。世出世間。乃德日新。

(梵天像、陽鐘)

昔元祿第二歲。舍己巳。閏正月良辰。

攝州西成郡生玉筋中寺町。

本覺山正法寺常住。

為父淨休院證清日祝。妙林宗玄。妙喜
母善行院妙和日忍。久安秋虛。妙持
是慶了慶。宗典貞心。玄場花月。芳陽
妙祐。妙親。道古教円。榮忍菩提也。

(梵天像、陽鐘)

施主 白井太右衛門。

法号 長樂院宗傳日寬。

同内室。

法名常嘯院妙傳日樂。

爲六道四生法界萬靈。

冶工大坂之住長谷川久左衛門。

古金鏡銀錢施入之願主爲二世安樂也。

爲道円妙通妙長法松妙齋妙因妙隆秋幻妙風。

日演聖人宗閑法感宗休妙円露幻法心妙示。

受清妙清真雲妙安受貞妙持宗仁宗壽日長。

父円具院因縁日躰妙眞法蓮法眞妙受日持。

母本具院妙因日善心月院妙照日映菩提也。

(希釋天、陽鑄)

當寺開山觀明院日性大德。

第二世慶陽院日縁大德。

第三世觀明院日惠大德。

第四世智性院日禪大德。

第五世中興開基了義院日隆大德。

第六世了修院日成代造鑄之。

正法寺の開祖日性上人、京本法寺の末寺として、寺を創めてより、ほとんど百年、二世日縁・三世日惠・四世日禪・五世(中興)日隆を経て、六世日成に至り、檀徒白井太左衛門夫妻の寄進として、元祿二年閏正月、この鐘を鑄造(檀家中よりも「古金鏡銀錢」を寄進)したのである。鑄師は長谷川久左衛門であつた。

池ノ間四區には、梵天・帝釋天像を鑄現はし、その意匠は「坐乾修多羅院の石鐘」に本づいたといつてゐる。撞座は徑三寸の八瓣九房、口邊より中心迄の間隔六寸。下帯には、中央部に簡單

河内 伏見堂 青蓮寺、鉦
なる蓮花唐草の陽もやうがある。

(二三) 河内伏見堂 青蓮寺、鉦

河州錦部郡伏見堂村青蓮寺鐘

日蓮早目三寺口口真經元

この伏鉦に「鐘」の字を用ゐたるは、ひとしく叩いて音響を發するよりの通語として、他に類例の少なからざるものである。刻文は座に接する縁裏(口邊)にナグリ書のまゝ施され、整正均等の約束を無視せるところに、亦一段古拙の味ひがあり、字體も素朴の風がある。口邊厚七分口徑八寸。

同寺に又、觀音寺の鰐口を傳へてゐるが、年紀の徵すべきものがない。刻文に「河州錦部伏見堂村觀音寺什物施主又三良丈助安左エ門」(外縁左右)とある。規制な同じく當期中期頃のものと思はべきである。

(二四) 高津 大仙寺、米津田盛記念碑及十三層塔・石燈

米

霜鴈託於穩風。以成輕舉之勢。騰蛇附於春霧。志希凌霄之遊。故所託英賢。則跡光名顯。所附關蔽。則身悴名朽。不選擇附託。豈可哉。米津出羽

守田盛姓藤原。其先參州人。世居米津村。因氏焉。祖父政信。字小大夫。歷仕廣忠公。家康公。爲軍旗之監。元龜三年。臘月。戰死于三方原。時

年四十二。法名曰淨道。其嗣田政字勘兵衛。奉仕家康公。小田原。小牧兩陣。從之。文祿年中。有上旨。陪侍秀忠公。爲軍使。慶長五年。兩

君征上杉景勝。於是聞石田三成叛。出屯于濃州。欲誅之。率諸軍。却向濃陽。秀忠公。經由中山道。與真田會戰。方是時。田政爲軍使之先鋒。其

出 所騎馬被鎧鎧傷。公將以御馬賜之。田政幸有餘馬。而辭之。軍功許多。公感賞。以賜黃金。

高津 大仙寺、米津田盛記念碑及十三層塔・石燈

羽

慶長九年奉命爲江戶町奉行。田盛爲田政之子。生武州。元和七年始拜謁。台德相公。大猷相公。寬永元年十一月廿二日。田政病終于家。年六十二。法名圓海。同二年賜家祿五千石。

於田盛承應三年甲午夏六月。嚴有相公命爲小姓番頭。任從五位下。号出羽守。明曆四年戊戌轉爲書院番頭。寬文三年癸卯又遷大番頭。

守

六年丙午特命定番于攝州大坂城。加賜采地壹萬石。且與力三十騎。同心百人。屬焉。克勤鎮金城。天和二年甲子正月廿五日卒於職館時。

六十九歲。遠送遺骸於東關之食邑。葬于米津寺。法名要堅。道号竺巖。稱祠堂曰米津寺。長子政盛領其家祿。曰伊勢守。後改出羽。次息盛信。今

田

茲元祿三年際先考七周之忌。景頻起。□□之思。立□碑於大坂。大仙禪寺。蓋往年移靈柩於關龙時。此寺主翁作引化。以有此緣。□已致然。

盛

者也。請銘於前南禪。英中玄賢師。吾竺土大仙佛。始□□□以孝爲本。好哉。有此舉。我不敢辭。願是天下歸。東照神君之掌握。聖子賢孫。光承

碑

令緒。柳營安於盤石。雖千萬世。何異于今日。米氏附託。幕下累世辱蒙。恩寵。門閥昌盛。無窮。因作銘。銘曰。

銘

(家體)

三河有勇士。居米津爲氏。世事于柳營。戰場顯忠義。太平護金城。恩寵孰可比。爵祿有餘祐。閱閱如泉泌。元祿第三年庚午七月廿五日。孝子朝散大夫米津周防守盛信立。

奉獻

米津寺殿靈前。石燈籠弋基。

享保十七壬子年正月。米津小大夫藤原田岡。

元祿庚午之歲。米津氏前防州使君爲先考故羽州使君鐫刻石碣。而其令德。兼捨百兩之白銀。而充將來之供。化淨財歸空。執事到。失其職也。享保。壬子之歲。令孫米津大夫田岡遠。奉鈞命。觀政浪華。再續父君之遺孝。兼金三兩。使供。別鐫石燈。花具。碑雖觀其考維。俾鄙僧記其事。祭祀雖絕。罪犯彌天。後昆護。

持莫傷令孫之遺德云爾。

奉獻。

米津寺殿靈前 石燈籠一基

天保六乙未閏七月 米津內藏頭藤原朝臣田朝

故 米津出羽守田誠君碑在

浪華生玉大仙禪寺天保甲

午令孫內藏頭田朝君爲

番帥于此地任滿將去乃設

石燈臺於碑前且捐白銀若

千永充香火之費先是元祿

中。孝子周防守田賢君建碑。

享保中。孝孫小大夫田岡君

獻石燈。而今又有此舉也。因

勸于臺。以傳聿脩之志矣。

現住琢玉潭謹誌之。

大仙寺の本堂前、外塀の内に西面して、天和二年正月廿五日、六十九歳で卒した大坂城定番米津出羽守田盛(タケモリ)(一に田誠)の十三層石塔婆が建てられてある。その前、左右に孫小大夫田岡(タケウラ)が享保十七年正月に建てた石燈と、天保六年閏七月に、その裔孫内藏頭田朝(タケトモ)(大坂城定番)の同じく石燈を配し、本堂坤隅の丘上には田盛の次男(長男は伊勢守、後出羽守政盛、又正盛)周防守盛信(タケノブ)(又、田賢)が、田盛の七回忌(元禄三年七月廿五日)に建てた記念碑がある、盛信は同時に又父の祠堂金として銀百兩を納めたのである。

田盛は、藤原姓、その先世が三河米津に居つたので、米津氏を稱し、祖父小大夫政信は、徳

川廣忠・家康父子に事へ、元龜三年十二月、三方ヶ原役に戦死した、年四十二。父は勸兵衛田政家康・秀忠父子に屬し、小田原・小牧・關ヶ原役に従ひ、慶長九年、江戸町奉行となり、寛永元年十一月廿二日、六十九歳で卒した。

田盛は、秀忠・家光・家綱に歴事し、承應三年六月、小姓番頭となり、從五位下に叙し(出羽守)、明暦四年、書院番頭となり、寛文三年、大番頭に遷り、同六年、大坂城定番に轉じ、一萬石を加増せられ、與力三十騎・同心百人を附せしめられた。やがて在職中、天和二年正月廿五日大坂の役宅にて卒した、年六十九。

田盛の長子出羽守政盛・次男は即ち周防守盛信である。盛信(田賢)は、小大夫と稱し、本家より合知して、江戸留守居を勤め、茶道に達し、一尾伊織の流派を傳へ、享保十四年九月六日卒去、年八十四。

江戸期に於ける大坂の十三層石塔婆は、さのみ類品の多からぬ上に、的確なる創造年代を知るべきもの、絶無ともいふべきうちに、この塔の現存するのを見るのは、めづらしきことである。

(二五) 豊崎町 豊崎神社、小柳家寄進石鳥居

元祿四辛未年四月吉祥日。

南長柄莊長崎住人 小柳新兵衛
同 八兵衛

豊崎神社は、孝徳天皇難波長柄豊崎宮の故址と考へらるゝ處である。今、本社之二ノ鳥居として建てられてゐるのは、「南長柄」八幡社の併合によりて移されたものである。寄進者は長柄出身で、當時長崎に出でし對外商人らしく想はるゝのであつて、彼等は故郷の土産神に報賽の誠を致したのであらう。

(二六) 南濱墓地 大道家祖先墓碑

大中臣元繼。

元祿四辛未年

祠官 大道長門

五月廿八日

大道氏 大中臣宗久墓

元祿十丁丑年八月三日

元祿十六年未四月廿六日

南濱墓地 大道家祖先墓碑

逢坂 一心寺、石地藏

瑞法清吟大姉墓

元祿十六年癸未九月五日

心自庸玉童子墓

南濱墓地の東南隅、別章、寺井家墓碑に隣りて、同じく天満宮祠官「中大臣」姓大道長門元繼以下歴代の碑がある。元繼は友人大道弘雄氏の祖先である。「心自」は通稱を爲松といふ。この外、「寶永四年三月廿九日、大中臣元宜(對馬)之墓」・「寶永五年子十二月十二日、從六位下大臣(元孝(周防)墓)」・「正徳六年申二月廿八日、到岸慈舟尼墓」がある。

(二七) 逢坂 一心寺、石地藏

淨雲

元祿四辛未八月六日

秋玉童女

清心

とぎや三郎兵衛

研屋三郎兵衛といふ人が、父「淨雲」・母「清心」、幼女「秋玉」菩提のため、殊には、いたいけな幼女のため、地藏像を石に刻(半肉)したのである。石の高さ二尺五寸・濶さ中央膨らみのごとろにて一尺一寸。像丈一尺三寸・肩幅五寸である。

(二八) 長柄 正徳寺、分銅屋寄進鐘

攝津劔西成郡清原山正徳禪寺

鐘銘

爲 祝國

皇風

長柄 正徳寺、分銅屋寄進鐘

臨濟正傳三十三世

當山勸請開山大匠善老和尚

三十四世當山勸請二代嗣祖沙門

雪梅嶺謹撰

覺翁僊長老住正德十年道術服人而琳宮像設次第輪奐惟無巨鐘爲闕典一日桂國法孫與諸檀護募化而成專爲祝國以警昏衢其利博哉覺公請之法王爲銘銘曰

坂城之北 有古梵刹 山號清源 寺名正德 行基所創 隳圯年積

歲在庚申 始單錫 奉師開山

永爲表率 一期而退 覺翁接席

覺有道聲 時人悅服 像設琳宮

次第整飾 又鑄鉅鐘 大振禪樂

龍象隨現 幽明蒙益 聞所聞空

聞成正覺 仰祝皇風 光揚佛日

其利其功 永々無極 賴克家兒

昌吾宗脉

元祿四年歲次辛未仲秋吉旦

第二世住持嗣法門人仙覺翁置

元祿四年。當山中興。覺翁仙和尚。置巨鐘。然其後。經三十四歲。享保九年。浪華大火之節。山門並鐘樓類。燒及時。巨鐘共燒落。依之以來。響入音聲。惡敷世々之住僧。欲鑄之耳。而不遂其志。是以當百有十七歲。野衲一日。販檀越分銅屋新左衛門和田盛光。隨喜施財之成本主。而同志之化。

與諸檀護。共發願。而再鑄。祈仍而十方之於有志主。專募化。而增寸莫大。

之成洪鐘。一音普被。彼圓通證入。

切石有消日。 洪音無盡時。

再 祈攸。

天下泰平。 上下和隨。 風雨順時。

五穀豐饒。 佛日增輝。 法輪常轉。

山門鎮護。 僧侶修戒。 寺檀榮昌。

願以此功德。 普及於一切。

法界與有情。 皆共護佛果。

昔天保十一年。歲次庚子。孟春吉旦。臨濟正傳三十八世。當山第八代住。

長柄 正德寺、分銅屋寄進鐘

嗣法沙門照悟岑置

惣世話方

北濱施餓鬼世話方

當村

難波橋濱中間

村上小兵衛

中橋濱仲間

安藤甚右衛門

梅檀木濱仲間

村上儀右衛門

榎並屋喜右衛門

杉本半右工門

総屋林兵衛

村上藤右工門

鳴尾屋源之助

安東勘兵衛

水間屋仙次良

渡邊徳藏

紙屋清助

川崎命右工門

井筒屋重兵衛

南長柄村

八百屋庄兵衛

仲村新右工門

松原屋彌兵衛

戸田勘助

鹽屋宇助

長尾利兵衛

大津屋嘉兵衛

尾上伊左工門

原田長兵衛

尾上磯左工門

島屋壽助

高人佐次兵衛

桑田屋喜兵衛

新右工門

住吉屋太兵衛

吉田屋眞平

桑山齋助

勝田與次兵衛

分銅屋彦右ヱ門

天王寺屋次良右ヱ門

賀川秀平

大和屋仁三郎

播麻屋又右ヱ門

住吉屋七右ヱ門

加賀屋次良助

同 安兵衛

阿波屋次兵衛

同 喜兵衛

分銅屋嘉助

同 吉兵衛

岡田屋清次良

正徳寺の舊鐘は、元祿四年八月朔日、二世住持覺翁和尚の代に掛けられたのであるが、「三十
四歳を経て、享保九年」の堀江妙知焼に罹り、「山門・鐘樓」と共に焼け落ち、「音聲が悪敷」
なつたので、「百有十七歳」(正しくは百十五年)の後、「天保十一年」正月、八世の住持照悟和尚
の代に、檀家「分銅屋新左衛門和田盛光」發起の下に、「施財」を得て、今の鐘を再鑄したのであ
る。舊鐘の年紀を尊重して、姑らくこゝに叙列する。

寄進者の面々は、「惣世話方」として大坂の濱仲間が、その名を連ね、長柄一帯地元の檀家人
名と共に、天保年間に於ける一種の活史料に供すべきである。

撞座は徑四寸五分の八瓣をめぐらして素文の座を設け、中心より口邊迄の間隔一尺、口邊厚
三寸六分である。下帯各區には、中央牡丹・左右唐獅子を鑄上げてゐる。

この鐘の舊銘、字句顛倒して、漢文の格法を失うてゐるのは、禪家の作として、心ゆかぬわ
ざである。

(二九) 九條 茨住吉神社、石鳥居

元祿四辛未年九月吉日。願主九條氏子中。

寶永二年、九條村の南北安治川沿岸の地が、市中に入りし頃より、漸次村方の發展に向ひ、明治三十年四月一日、同村外十四ヶ町村は市内に編入せられ、遂に今日の繁榮を來したのであるが、村は舊こ一小島を形づくり、寛永元年、彌左衛門・彦兵衛・九兵衛・太郎・庄右衛門・新右衛門・九郎右衛門・喜右衛門・與三右衛門・新兵衛・太郎助などいふ人々の開發に成り、名主を米屋彌右衛門といふ。もと「衛壤」と書きしは林羅山の遺字と傳へられてゐる。

幕府の吏香西哲雲(高西夕雲)は、川口の砂洲を修築して、淀河下流の水患を防ぐため、土豪池山新兵衛一吉と謀り、寛永元年、土工を興して、當社を勸請し、竹林寺(哲雲山香西院)をば宮寺とした。一吉は寛文十一年に歿し(七十七歳)、法號を寶樹院一書如心居士といひ、その後裔世々九條村庄屋であつた。

この石燈は、末社船魂祠の前に建てられてある。

(二〇) 天王寺 正善院(庚申堂)、松平・分部兩侯等寄進石燈

元祿五年 壬申五月吉日

(一) 奉起立庚申前 石燈籠壹基

緣日夜燈

丙元祿九年

(二) 奉起立庚申前 石燈籠兩基

子五月吉日 松平縫殿頭源姓乗成

宿坊 一舍利光順 (裏面) (本坊前)

天王寺 正善院(庚申堂)、松平・分部兩侯等寄進石燈

己元祿十二年

(三) 奉起立庚申前 石燈籠兩基

卯正月七日 分部隼人正源姓信政

宿坊 一舍利修禪院光順 (裏面) (不動堂前)

(一)・(二) は本堂前に、(三)は不動堂前に立ち、(一)は庚申の日に當る「縁日夜燈」として、寄進されたのである。(二)の松平乗政(一萬六千石)・(三)の分部信政(二萬石)は、いづれも當時の大坂城加番であつた。

(一)・(二)の日附に「五月吉日」とあるのは、その幾日といふことが分らないが、(一)は五月十一日(二)は五月四日の庚申の日であつたから、或はその日の寄進ではあるまいか。けれども(三)の正月七日は丁丑の日で庚申ではないから、これは贅説かも知れないが、(一)・(二)の五月にそれ／＼偶然にもせよ、庚申の日のがあつたのであるから、試みに附記して置く。

(二三) 高津 專修院、鴻池家寄進頼焼地藏尊縁起木額

(世外)(陽刻印影)
(遊人)

護 囿 安 人 (横書、縁體)

皇矣願王利生物世也出世也現也當來也有感有應彷彿明月印淨水矣浪速城南專修教院之地藏願王者相傳頼朝源君之所奉也曾在相州茅原之里感應最奇里有烝某者其婢信焉篤歸焉久其家每使婢

高津 專修院、鴻池家寄進頼焼地藏尊縁起木額

儲南畝必分之供願王奴隸喁
喁曰彼胡爲滅吾濟之祭乎哉
終報家人家人不禁怒便以鐵
火燎婢面婢神色自若而臥于
時烝徘徊願王堂下忽見堂內
煙起入而察之唯焦願王之右
頰而其他宛然烝異焉已而歸
家則聞家人罰婢之事召而觀
面面無爾痕愕然問之便答曰
先者恍乎見願王之來而代我
苦而已夫婦驚歎俄詣願王辨

備香花且謝且懺大起信心愛
婢猶子卿稱善人福履綿綿是
名頰燒地藏之謂也至若救時
疫弭火災靈德光被盡國具瞻
曰福亦得曰智亦得求壽求子
無願不滿矣正保之初有閑室
僧都者杖過彼里卸笠乎願王
堂下願王入夢相語曰我今化
緣契乎浪速津子速背我去僧
都唯唯伏命覺後入村戶告門
報村民亦此夕夢願王振錫西

去各各問及。如合符節。是以不
克留過。只恨福緣茲盡耳。僧都
奉願王。得得跋涉。既到浪速。區
區相攸。本寺前住持。見譽上人。
相見一笑。如十年讎。乃請願王。
以鎮于斯地也。今歲元祿壬申
之秋。樂善長者。鴻池又吉。及男
吉藏。卯之助。新構殿閣。以安願
王。仰祈椿萱。頤篋。及瓜葛。共增
福壽。齊證覺果。是謂處成就時。
成就。無匪福莊嚴。智莊嚴。於越。

現住山公。欲文如上事迹。顏之
殿上。輒請余。蓋要讚願王之德。
顯長者之功。雖然。信之歸之。能
若庶家婢。則其顯應冥助。亦如
彼矣。不則。縱使堂閣琢玉。法苑
布金。徒耀人目。而何巨益之有。
可不思乎。余見今日人。信疑相
半。致禱於佛菩薩。苟無効。則歸
咎。佛乘省。子信之不起。勿謂佛
陀無應省。子疑之不除。勿謂薩
埵無感。不先云乎。有感有應。衍

鶴明月印淨水矣。月之不現。水

不清也。除疑起信之心。如淨水。則

非唯蒙感獲應。與願王共執手

結眉。遊戲無生國裡。其或未然。

折花洒水。祈二世之勝利。低頭

舉手。脫三有之苦輪。浪速緣業。

聖言不可誣也已。

昔。

元祿五年秋九月穀旦。

竹軒道人梅湖謹書。

道松
之印

一字
久友

わたくしは、幼い頃に、よく添乳のお伽噺として、高津地藏坂の頼焼地藏尊の奇瑞を聞きつゝ、安らかな夢路に入つたことを記憶してゐる。それは、この縁起の本文通りであつたのを、今、この刻文を読んで憶ひ起すのである。さうして、今の本堂は、元祿五年に「鴻池又吉、及男吉藏・卯之助」父子三人の改築に成つたことを知り得た。お寺の略縁起には、この木像を慈覺大師作と傳へ、頼焼の奇瑞を正應二年三月の事としてゐる。それから、「閑室僧都」が當院見譽上人へ像を譲つたと、刻文には記してあるのを、順戀と名のる白鬚の老翁―實は境内にまつる廣高稻荷大明神が、僧都から像を譲られ、十六年後の後に、當院の住持良哲和尚が「廣高明神より讓與證文と共に尊像を譲り受けらる、世に名高き狐の證文即ち是にして、當院に秘藏せり」と傳へてゐる。

明治三十九年五月二十日、時の陸軍歩兵大尉椎名三藏・同中尉寺田龜之助二氏は、この像を撮影されたが、「現像成るや、茲に一異常の徵象あり、所謂尊像頼焼の跡（―右頬―）より起り、恰も一道の流血淋漓として滴下せるものに似たり、余初め思へらく、我過てり、而して之を作成せりと、須臾にして亦謂ふ、我豈敢て過誤を成さんや、我固と意なし。徵象彼れ亦意あらんや、果して然らば、其過誤を作成し、而して彼が如きの靈巧に至らしめしもの、抑も誰ぞや」

と地蔵尊の新奇瑞を自記してゐらるゝ。卷中の寫眞は、即ち二氏の撮影を複寫したものである。像、高さ二尺八寸五分。額は金箔の迹斑々として二百餘年の古色を觀るべく、額縁を除きて一尺六寸五分・横幅十二尺八寸。

(二三) 天滿 寶珠院(天滿宮寺)、阿波屋寄進鐘

攝津。西成郡。天滿邑。菅原山。天滿寺鐘銘并序。

天滿寺銅鐘者。本播州。姫路城中之漏鐘也。城主和太守。松平某公。移封之日。委置銅鐘於坂城下館舍庫中。

檀信某等。登其無用。捨貨贖之。而納之天滿寺。以爲伽藍寶器。素無銘紀焉。主席藏海僧都。托蓮臺俊師。索銘。予予毫釐衰落。辭以廢筆。研而力索不已。乃爲之銘曰。

一口華鐘兮	靈頑不同
舍諸街市兮	惟固頑銅
用諸精舍兮	惟靈熙隆
市震地府兮	聳動天宮
顯警昏睡兮	幽息劍鋒

天滿 寶珠院(天滿宮寺)、阿波屋寄進鐘

形標波若兮 德歸円通

菅廟歆亨兮 神威益崇

檀家贊喜兮 考寧無窮

福被海内兮 歲登民豐

以至蝦鱈兮 等脫樊籠

寺主海公兮 惻索勒功

瑞應隱叟兮 粵綴雕蟲

元祿五撰龍舍壬申秋九月令日

瑞應七十九翁泊如運敬 敬銘

主席 寶珠院權大僧都藏海

檀主 阿波屋長兵衛等

同氏清右衛門

冶工 洛陽 美濃大掾

梵漢六葉星霜五十五

泊岸藏海薰浴欽拜書

寶 心陀羅尼

(梵 文)

寶 □陀羅尼

(梵文 六行)

天滿 禪珠院(天滿宮寺)、阿波屋寄進鐘

寄附。阿波屋

長兵衛

法名。覺月宗算

諸行無常。

道山。秀山。道性。慈円。自傳。李春。眞法。李□。不染。是心。妙幻。宗春。眞山。

是生滅法。

生滅滅已。

寂滅爲樂。

宗山。妙喜。妙順。妙眞。順清。養庵。宗快。智□。宗慶。雪燈。妙殘。秋覺。覺夢。伊清。妙清。

この鐘は、もと播州姫路城の鐘であつたが、同藩の大坂藏屋敷に移されて廢物となつてゐたのを、寶珠院―天滿寺―の檀家を買ひ求めて、寄進したのである。もと無銘であつたのを、住持の「藏海僧都」が、蓮臺といふ僧の紹介を得て、京智積院の運徹僧正―「瑞應寺」に退隱―の撰文を乞ひ、元祿五年に、當寺へ移入したのである。寄進者の筆頭は、阿波屋長兵衛・長右衛門(父子?)等であつた。文字は藏海の筆である。運徹は弘法大師の性靈集發揮を著はし、又自身の詩文を集めて谷響集を公けにした眞言宗の學匠である。元祿六年九月十日、八十歳で入寂してゐるから、この文はその七十九歳の晩作である。寛永十九年の攝州三島大門寺・天和元年の宇治慧心院・貞享三年の攝州再山大龍寺鐘銘など、みなその作である。

池ノ間四區には、刻文の中央に各梵字を籠字に彫り附けてゐるのは、この鐘の一特色である。それから、櫛ノ間撞座(二箇)の下に、各陀羅尼の梵漢兩文。他の櫛ノ間に重複して寄進者阿波屋の名を刻し、池ノ間各區の櫛下二欄に、四句偈(横刻)やら、阿波屋祖先の法名を刻したるなど、随分ゴタ／＼してゐるのは、少しく煩はしいやうな心持を感せしめる。

撞座は徑四寸五分の八瓣五房、口邊厚三寸二分、下帯は手法の自在を極めたる瑞草文を鑄上げてゐる。

(二三) 上本町 實相寺、住友家別子銅山殉職者供養碑

真覺道惠信士。俗名。河野又兵衛。

豫州銅山火難焼亡諸靈百廿五人。

宗知。次郎太夫。教甫。弥五兵衛。宗甫。吉兵衛。

元祿五壬申天。元祿六癸酉天。

寂上亡者四人。亡者四拾人。

二月廿三日。

元祿七甲戌天。嶺月道昌。俗名。善兵衛。

(キリク) 玉譽一的。俗名。助七。心月窓入。俗名。政九郎。

四月廿五日。香月道輝。俗名。宇右衛門。

別子銅山殉職者の爲に、住友家にて營まれし供養碑(身高二尺五寸六分・方六寸五分)の三面に、この刻文がある。第一は年紀を欲き、第二は「最上」(重役?)と職工の員數とを示し、第三は四名の死者を表示してゐる。社會問題のやかましき今日、資本對労働者に關して、或る暗示の與へらるべきものと觀得るであらう。

(三四) 高津 正覺寺、鐘

日近山。正覺寺。四世。

寬明院。日眞。

鐘之爲物也。其聲大而遠。故過現未來。求法轉輪。結集入滅。皆莫不鳴鐘。而告四方矣。攝劬大坂住。發道心。益三院。日相。臨命終時。告衆徒曰。吾有累歲信施。財產蓄貯。鑄成梵鐘一口。掛著日近山。正覺寺。用以爲父母。及信施亡竟之要路。自行成果之資糧焉。乃正覺寺。四世。寬明院日眞。屢冶工。開鑪。具範圍。設熾炭。蜚齋翔。祝融躍。而寶鐘漸成焉。且建起鐘樓堂。而

彼所言果矣。奇哉言也。福業薰性。理祐自他。幽冥補欠。修新促彼。此現信。夫鑄鐘爲功也。摧闢寶王之刀輪。脫南唐主之縲械。寶公之神力。智者願命。可勝言哉。於虛其世俗之志。走羈塵。而無樂寂靜耳。聞之。發在纏之業。染妄想。而失清涼識。響爲之叩也。矧朝擊集。緇衫念經。暮叩。招眞徒讚歎。則大法之振。可追日而弘而已。因已銘心操。發終新鐘成。人物相應與欲亨。

高津 正覺寺、鐘

幽瞑拔苦現清涼。

利生佛事在此聲。

元祿六癸酉年四月廿一日。

願主。

益三院日相覺位。(二行陽鐘)

父道作位。

母妙作尼。

正覺寺鐘は、檀徒「益三院日相」の遺命により寄進されたもので、四世の住持日眞上人の代、元祿六年四月廿一日、鑄造されたのである。鑄師の名は傳へられてゐない。

池ノ間第一區の住持名と、第三區寄進者の名とは陽文である。撞座は徑四寸五分の輪寶文、下帯には海龍の圖案を現はしてゐる。

(二五) 上本町 誓願寺、井原西鶴墓碑

仙皓 西鶴。

元祿六癸酉年八月十日。 下山鶴平。 建。

北條團水。

西鶴の墓は、初め誓願寺本堂裏、後巽隅に北向であつたが、電車軌道敷設に當り、境内が縮小さるゝので、無縁塔の整理を行はねばならなかつた。西鶴の墓と鍵の手になつて西向きになつてゐる別章中井竹庵の墓碑も移轉させなければならぬ場合であつた。わたくしは當時懷徳堂再興の事に關係してゐたので、移葬の事に就いて打合はせの爲、誓願寺へ往つてみると、住職鼎徳氏は、無縁塔の整理につき、西鶴の墓碑も、あはれその數に入るの己むなき話を持出された。わたくしは、西鶴二百年記念會をお寺で催した縁故もあり、いさゝかの資を捐てゝ

上本町 誓願寺、井原西鶴墓碑

本堂坤の今の位置に移葬して、記念の花石筒を寄進し、墓前供養を營んだのは、明治四十三年十二月四日の事で、中井家の移葬も、同時に行はれたのである。

その時であつた、京都帝國大學醫科大學解剖室の長谷部言人學士は、西鶴の遺骨にして發見さるゝならば、研究材料に供したいとの希望を齎らされたのであつたが、それはとう／＼發見されなかつたのは遺憾である。

寺の過去帳を見ると、西鶴祖父法名西譽道方（寛文五年五月十二日）・西鶴妻法名光含心照信女（元祿五年三月廿四日）といふのがある。すなはち祖父は西鶴二十四歳の時、妻は五十一歳の時に死んでゐる。兩親の法名が見えないのは、何うした譯であらう。

西鶴は、早く「諸藝太平記」に悪名をうたはれ、瀧澤馬琴に無學を嘲けられたが、明治の文界には持囃され、淡島寒月氏の手引きから、露伴・紅葉等の諸大家に追隨され、「九天の霞をもらて鶴の聲」と露伴博士がその供養塔婆に題して、展墓の擧ありてこのかた、鶴の羽音いさましく、「西鶴の文は讀者を載せて飛ぶ舟のみ、舟中見る所の山水は相變らずの世界なり、唯此舟に乗つて世界を見るに、此世界、仙境の如く面白し」といはれたのは、今も鐵案として文界に傳ふる。

藤村（作）博士が大阪朝日の紙上^{大正}に、「藝術家としての西鶴」を論せられたのは、その批判の上乗たるべきものであらう。

好色と物慾との關係は、本朝二十不孝や、置土産中の具體的な説話の中から抽出して見ることが出来る。即ち彼は此の二つは實際生活の上では必ずしも共存を妨げない、其の各が極端に流れない限り、現實生活の破壊となり個人社會の破壊となる様な事はない。寧ろそれによつて貧富がいくらか平均の状態を保つことになる。唯それらが極端に赴く時、そこに兩者の衝突の悲劇が起り、個人の幸福が破壊されたり、社會に毒を流したりする。それで若い中に致富成功に専念し、老いて現實を享樂すべきである。斯ういふのが、彼の町人的人生觀である。現實的で實際的で、至極平凡であるが、同時に生活の實際の上では穩當な見てもある。

といはれ、又

畢竟思想家としての西鶴は平凡な境地を出てないといふ事である。世の鹹鹽を多く嘗めて来て、酸いも甘いも噛み分けを浮世の物讖りであり、常談の秀でた人ではあつたらうが、眼は現實を見得るばかりで、高い理想を仰ぐに足らず、時流の中に居つた人に過ぎないといふ事である。西鶴が作の優秀なるはその思想の深遠な爲ではなく、西鶴が藝術家としての本領は思想家としての方面に在るのではない。然らば彼の藝術家としての本領特質は何處にあるであらう。

是迄研究家には、彼は冷靜な細やかな觀察家と見られてゐる。是は大體公正な批判であらう。彼と同時代の近松門左衛門に比すれば、如何にもさう見ゆる。近松の淨瑠璃を讀めば、その豊富なる同情の愛は、如何なる事柄にも、如何なる人物

にも、十分に注がれてゐる。邪悪なるものにも注がれた例はいくらもある。彼は醜なるものの中に美を見出し、悪なるものの中に取るべき所のあるをも決して看過せぬ。(故意に設けた敵役は格別である)あらゆる対象をば我が温かなる廣い心の中に取り入れて、これを理想化し、美化し、醇化するを常としてゐる。斯かる温かなる近松の心に比ぶれば、西鶴の心は冷かである。彼の人生を見る眼には近松の様な涙は合んでゐない。同時に近松が作中の多くの人物には近松自身の佛を見出すのであるが、西鶴の人物には殆どそれはない。彼が感興に任せて書いたものと知られてゐる一代男の世之助の佛を、彼の佛を思ひ浮べしめる所はない。彼の好色物や町人物に寫した世相や人物は可なりに精細に寫されてゐるといふべきであつて、その中には或は悲惨な可憐な世相も見ゆれば、また悲哀なる境遇等に同情すべき人物も少くない。それであつて讀者と否應なしにその世相人物に同化させる所はない。冷靜な觀察家といふ批判は斯うして大體に動かないものであらう。と論せられてゐる。それから博士は、西鶴十三回忌追善句集の「心葉」の中から、

井原入道西鶴は風流の翁にて机に菊餅を遣し釣舟に四季のものを咲せ、哥行引曲をさとりて、俳諧の通達ある事浦山の賤の子も乳房を離してこれを訪ふ。下戸なれば飲酒の苦をのがれて、美食を貯へて人に喰せて樂む。おもへば一代男。

幾秋を生て居やらば下戸である

湖 梅

の一節を引證して、「獨り彼が下戸であつたことを傳へるばかりでなく、宗匠として、風流人としての一面を示して、彼の日常の生活を髣髴せしむるものがある」と言はれ、更に別號の二萬翁の別號に就ての、住吉社頭に於ける二萬三千五百句の一日獨吟の、あり得べからざることに

非ざりしことを、彼が「聯想」の豊富な點からは認され、その「天才的な記憶力」を結びつけて、

彼の作の何れでも一部を取つて見れば少きも二十章多きは五十章以上の別説話を含む。而してなほよく點檢すれば此等の各章が二つ三つ四つ位の小説話から出来てゐるのが少くないことを見出すのである。それで、彼の全創作中に含む是等の説話の數は實に夥しい筈である。是等の説話には彼の直接體驗中のものもあらう、又彼の友人知己等の體驗中のものもあらうが、概して書籍を參考して得たものは多くはないと思はれる。是等の多數の説話が彼の記憶中から得られたことは普通の作家にあつては容易に信じ得られぬことであるが、先に假想した異常な記憶力を持つた西鶴に於てはあり得べき事とされるのではあるまいか。

と説かれ、さうして斷案として、

彼が舊來の物語の形式を套襲して、纏まつた長篇の説話を構成することをしなかつたのは、彼が物語作家として必要な想像力に乏しかつた爲であらうが又一面から見れば、彼が知的であり、記憶聯想の力に秀でてゐた爲めに、知らず識らず其の長ずる所に引きずられた結果とも言はれよう。西鶴が藝術家としての本領特質はこゝらにあるのではあるまいか。

と結ばれてゐる。彼が下戸説は、「名残の友」の自傳中にも見れてゐる通りである。

西鶴死去の際に於ける詞友門人の追善發句として知らるゝ

月に盡きの世がたりや二萬三千句 如 貞

上本町 誓願寺、井原西鶴墓碑